

近世伊豆流人御仕置考

重 松 一 義

1 近世伊豆流人御仕置考

はしがき

一 御定書による伊豆流刑の諸手続

二 流人の現地管理監督体制とその手続

三 流人渡世といわれる自活の生活実態

四 伊豆流人の総括的一所見

付録 近世伊豆流人略年表

は し が き

伊豆の島々は古く律令の時代より遠流の国の一つとして僧侶・神官・貴族・武将などが流されている。その多くは高位の政治犯である。中世鎌倉幕府が成立する直前である保元の乱(一一五六)においても源為朝の大島流刑がみられ、その扱いに手を焼いた為朝伝説を数多く遺している。室町幕府においては、永享年中(一四二九)から、相州・神奈川の奥山宗麟が代官として六十余年伊豆を支配、永正十二年(一五一五)には小田原北條氏の勢力圏にあった事

情が知られる。

近世となり徳川氏が関東を支配することとなっても、例えば八丈島は依然奥山氏の系類が地役人として同島を實質支配

当島ノ儀御入国(家康入国)以前ハ小田原工御年貢相納候ト相見エ、小田原ヨリノ往来御座候様ニ申シ既ニ地役人共先祖モ小田原ヨリ相渡リ候得共、古来誰ト申人支配役是レト申儀造成記録モ無御座候故、相知不レ申。(八丈島大概)

という実情にあつた。こうして寛永十年(一六三三)まで小田原よりの代官が自ら渡島して八丈島の支配をなしていた。これが寛永十年、伊豆代官に伊那兵右衛門が就いてより、八丈島に代官の代理として手代を渡島させ、常駐の島役人として次のごとく島を宰領させる体制となっている。

天和三亥年〜貞享四年(五年間) 代官竹内三郎兵衛 手代上野治太夫

貞享四卯年〜元禄八年(九年間) 代官五味八左衛門 手代上野治太夫

元禄八年〜元禄十二年(五年間) 代官設楽喜兵衛 手代上野善右衛門

元禄十三年〜宝永七年(十一年間) 代官小長谷助左衛門 手代上野五郎太夫

宝永七年〜正徳四年(五年間) 代官小林又左衛門 手代上野治助

正徳四年〜享保十一年(十二年間) 代官河原清兵衛 享保二年迄手代上野治助、享保二年〜八年迄手代上野伴右衛

門(八丈島大概)

これで見ると、手代上野氏は代々世襲で八丈島に常駐していたことを知る。この渡海役人制度(手代常駐)の廃止

をみた享保八年（一七二三）といえは、御定書（公事方御定書）が制定される十九年前に該るが、すでに伊豆の島々には大量の流人が送られていたのであり、御定書制定自体すでに江戸の中期を過ぎており、伊豆流刑は幕府の正規刑法典御定書制定の寛保二年（一七四二）を待つまでもない流刑事実の法條化・制度化にすぎないものであった。

眼ばしい事例として、関ヶ原の西軍の将宇喜多秀家主従十三名の八丈島流刑（一六〇六）、生類憐みの令関係者の配流（一六八七）、日蓮宗悲田派の配流（一六九二）、英一蝶の三宅島流刑（一六九八）、赤穂浪士子息の大島配流（一七〇三）、大奥絵島事件関係者の各島配流（一七一四）などがすでにあり、富裕商人や一揆首謀百姓の流刑も増加の一途をたどっていた。

一 御定書による伊豆流刑の諸手続

（一）御定書の流罪規定

幕府の刑法典「公事方御定書」（御定書）の流罪は「遠島」と呼称、三十三種類の罪を定めている。現代文に近づけ例挙すれば、隠鉄砲（江戸十里四方ならびに御留場と呼ばれる御鷹狩場内）、難風に遭った際の船荷盗み取り、幼女への不義（強姦致傷）、寺持僧の女犯、不受不施僧、隠れ切支丹（改宗に不応または宿の提供を含む）、博突打（三笠附、取退無尽、手目博突、金子合力と称する類）、人殺し（巧み事で殺す旨の申し掛け、短慮な実子殺し、出来心の人殺し、差図を受けた人殺し、毒殺未遂）、親・近親・主人などへの救助義務過怠、大怪我（喧嘩あるいは渡し船の船頭の過失による溺死事故、大八車による引つ掛け事故で渡世成り難いほどの障害を与えた等）、弓鉄砲による過失致死、十五歳未満の幼年者の人殺し、附け火といった類いの事犯である。

人殺し・附け火や十兩以上の盗みが死罪であることから、これら遠島に該たる罪科は死罪に次ぐものであることを知る。ただ幼年者・盲人・乱心者・正当防衛については若干の配慮、罪の阻却事由をみるところで、

一、子心にて無弁人を殺候者十五歳迄親類へ預け置遠島、致火附候子共右同断、致盜候ハ、大人御仕置より一等輕可申付事

とあるように子供には弁^{わかま}えという是非弁別の心がなく、十五歳で受罰能力が備わるまで親類預けと御定書「拾五歳以下之者御仕置之事」の條で定められている。これを補なうごとく、親類預け中に逃走あるいは悪事あり、溜預・人足寄場預かりとなった幼年者、あるいは無宿の幼年者が十五歳に達せば、遠島の刑を執行している(『古類集』四)。このほか寺社奉行に「遠嶋御免出家溜仕度段願出候儀」(『評定所格例』、『古事類苑』法律部(一)一八頁)と、遠嶋に替わり出家を認める例もみられるが、それは寛政四年(一七九二)までのことである。

なお子供といえは幼年者に限らず、子の親に対する孝行の義務という視点からの遠島例もある。寛政四年(一七九二)、江戸深川の勘兵衛店に平兵衛なる者が住んでいるが、同人が引取った店子長兵衛の一件がそれである。長兵衛の父親は淨春という僧で、当時行方が判らなくなっていた。ところが僧侶姿の水死体が殺害された形跡で浮き揚ったという噂を耳にしながら、たとえ親の淨春であっても葬式代も無い身の上と心に決め、實際親の淨春であったが、確かめに行かなかつたという事犯である(『新類集』二二)。これは孝子を表彰してきた伝統的儒教主義の伝統に反する事犯ということであり、道義上、近親者の救助義務を怠つたということと併せ、「親不孝の至り」として遠島に処された事例である。

盲人御仕置については、「遠島、追放等になるべき科は親類へ預け、居村の外みだりに徘徊致すまじき旨申付くべ

し」と定められ、乱心者は親類へ押込み申付けるとされている。ただ酒狂人(酒乱)が人を疵付けた場合は、遠島どころか牢舎や治療代差出し程度で済まされ、意外に寛刑であったことを知るところである。

(二) 島送りの準備と護送手続

俗に島送り、島流しといわれる遠島は、諸藩の自分仕置(手限仕置)ではなし得ない。すなわち仕置伺いによる幕府(將軍・老中・評定所)の裁許を要するものである。江戸の場合、町奉行より遠島の言渡があれば、追放刑に準拠して手続が進められ、まず小伝馬町牢屋敷の遠島部屋(東口揚屋)に収容、出帆まで待たせることになる。それは奉行の発する「在牢証文」に基づくもので、身分を問わない。出帆待ちの遠島者は十名程度溜れば島送りされる慣習にあり、このため一年以上も島送りを待つ長期在牢も少なくなく、この弊を避けるため、宝暦四年(一七五四)以降、その限度は六ヶ月七箇月との方針を定めている(憲教類典)。

町奉行所は同時に老中に上申して流人船を管掌する御船手に配船の手配方を依頼するのであって、老中は御船手頭宛に流人発遣の令状を発している。これを受け町奉行は幕府の流刑地伊豆七島を管掌する伊豆韭山代官へ連絡、その予定等の協議が進められる。御船手頭(幕末は軍艦奉行)は幕府用船・御船藏を宰領する役目にあり、流人船(幕府御用船)を仕立てることもその職分の一つとしてあった。その窓口は御船手当番所の世話同心が扱うものとされている。

島送りは春秋の年二回、出帆事務は南北町奉行が交替で担当、当番の町奉行を世話番之町奉行と呼び、この町奉行所内で出帆までの事務を扱う世話掛詰所を世話番御番所と呼んで世話番同心が充てられている。小伝馬町牢屋敷物書役のうち遠島もの掛三人と連絡をとり合い島送りの事務を進めてゆくのである。

この間、島割り（配流地決定）の協議がなされるが、重大な政治事犯や高位の者については評定所の指図で定められる場合もあるが、通常庶民の場合は奉行所で犯歴・罪質・共犯関係および現地島々の事情などを勘案、各島に振当てられる。遠島者にとっては、その生活と運命が定まる重大な協議である。ただ島割りは機密事項で、出帆前日の言渡まで洩らしてはならぬ事柄であった。

幕府の法定流刑地伊豆七島は、「大島・八丈島・三宅島、新島、神津島、御藏島、利島」へ差遣すと御定書にあるが

一、大島 是は流人暮能島に而、少々場広候

一、三宅島 是は大島より狭候へども、外島も能候

一、八丈島 是は江戸道法みちのり遠く候へども、流人暮能、流人親類より見届物早速届申候

と幕府の問合せに答えた記録が『公裁秘録』正徳四年（二七一四）三月十四日の条「島々善悪之覚」としてみられる。前述のごとく大島・三宅島・八丈島は暮し易く、利島・神津島・御藏島は暮し難いとされ、御藏島は最も暮し難いと答えている。この回答に新島が欠落しているが神津島などと同類に見たものであろう。

伊豆への流刑は江戸初期まで大島のみであったが、関ヶ原の戦いの十一年後、慶長十一年（一六〇六）、西軍の敗将宇佐多秀家を八丈島に配流したことから、以後、八丈島・三宅島という遠隔の島嶼に流刑が進められてゆく。この意味で宇佐多秀家の八丈配流は伊豆七島流刑史上のエポック・メイキングなものと評されるものである。新島も大島・八丈島に比られば、さらに後の寛文八年（二六六八）四月、羽黒山別当天宥法師の配流という流刑の歴史をみることになる。しかし大島には依然として流人が送り込まれていたのである。

ただ大島・新島・神津島は江戸に近く暮し易いという点で流罪の効果に乏しく、不適當であるとされ、島民の流刑地免除の嘆願も長年にわたり繰返されてきたこと、および利島は前掲『公裁秘録』の回答に小島で暮し難く流人は三人を数えるのみ等の事情から、寛政八年（一七九八）、大島・新島・神津島・式根島・利島への流刑は廃止され、伊豆への流刑地は三宅島・御藏島・八丈島に限定との大きな変動をみるこゝとなつた。これらの島への島送りの手順は、つぎのようにして事務的に処理されてゆく。

(イ) 出帆・島割りの協議が整えば、出帆決定日のおおむね十日前に、小伝馬町牢屋奉行（囚獄）から溜預り者を含む遠島待ちの名簿を上申させる。

(ロ) 遠島者の親類・身寄りの者からの届物（島への持参金品）は、出帆日の前日までに世話番御番所へ持参するよう通知する。その受付品・給与品はつぎのとおりである。

届物は一人に付米二十俵迄（麦五俵迄）、其の他銭は二十貫文、金は二十両迄（但銭に換算す）、法衣（僧侶に限る）、雨傘、木履、烟筒（木竹の管は除去す）の類を許すも双物、書物、火道具は之を許さず、届銭なき者には掛りくより手当銭として雑人一人に付金二分、揚屋者同金一両、揚座敷者同金二両を何れも銭にて給与す（囚獄同心物書投、出帆前に奉行所に赴き之を受領す）、なお此の外全囚に対し赤椀折敷（老人前一匁九分一厘）、用紙半紙二帖、船中予防菜（丸散丹円の類）を給与す。（『囚獄留帳』、『日本近世行刑史稿』上六二四頁）

(ハ) 出帆の前々日（二日前）には溜預の者（主として病人）も帰牢させ、遠島者全員を遠島部屋に集結

(ニ) 前日には引渡出役与力（世話番奉行所の与力）二人、牢屋見廻与力二人立会いのもと、町奉行から牢屋奉行（囚獄）石出帯刀に出帆申渡しを下知、同時に島割帳面が手渡される。牢屋見廻与力は小伝馬町牢屋敷に出向き、牢鑿所

(詰所)前に筵を敷き遠島者を引出させ、牢屋敷髪結役刺之節御入用という臨時町入用の役目をもつ南小伝馬町の髪結の手でその頭を梳刺させる(『東京市史稿』市街編、拙著『日本法制史稿要』一七五頁江戸国役と云つて江戸の職人に課した人夫役)。これが終ると、牢屋見廻与力が明日出帆の旨と島割りと、差入物、手当金を本人に伝達、望む場合は一人四百文程度の買物を手当銭の中から許している。

(ホ) 出帆当日はあわただしく諸掛が立会うもので

当朝六半時御双方出役与力衆同若同心牢屋敷江出役、遠島もの一同於牢屋肩書名前入日歳附等鎔役出牢御証文引合、牢屋見廻石出帯刀立会出役江相渡并帯刀組之者も為警衛御船場迄附添申候(『日本近世行刑史稿』上六一九頁)という手順で支度を整える。双方出役与力とは遠島者と金品を最終的に点検する牢屋見廻与力と、遠島見届検使役である世話番奉行方与力の双方を云うのであり、牢屋奉行組之者は遠島の身柄確保を役目とする同心で、最終的に御船場まで附添い警固するわけである。

この支度をより具体的に説述すれば、まず各自の携帯する物をかます吠に入れて木札をつけさせる。これが終ると遠島者の身分に応じ、侍および社人・出家(僧侶)など揚屋者は羽がいゞに縛り駕籠に入れる。その他は青細引の縄で縛りもつこに乗せる。ここで牢屋奉行が立会、鎔役かまが出牢証文と各自の名前・顔を最終的に照合して確認、手続上、出役与力の見届けともなる。と同時に牢屋敷裏門から引出され出発となる。この場合、揚屋以上の者は雇入れの町駕籠を町人足がかついでゆくのであり、その他は弾左衛門手下の者がかついでゆく(『刑罪書』遠島者御入用の条)。

(ハ) 牢屋敷裏門より出牢後は流人の身柄責任は伊豆韭山代官手附に移される。流人御用船は靈岸島御船手御番所の沖合いにすでに仕立てられており、島送り一行の護送行列は新堀川口と呼ばれる御船手御番所脇に着き、ここで

身柄が請取られる。ここより沖合の流人御用船には檻付きの小船である渡船で送られるが、この際、岸には遠島者の家族・縁者も詰めかけており、多くは再び会えぬ永の別れともなるのである。その場所は永代橋、万年橋、霊岸島を通常とされた（拙稿『伊豆小笠原行刑沿革誌』刑政八六巻一四号）

(1) 流人御用船内でも揚屋者と女流人は別囲にされる（御定書）。船には伊豆葎山代官手附一名ないし二名を、御船手の水手同心二名ないし三名が責任者として乗船、渡海中の流人の指図にあたる。離岸し品川沖で潮待ち、風待ちをして、途中、相州浦賀番所に立寄り投錨、船改・流人改がなされる。浦賀番所は幕末異国船取締などから浦賀奉行所に格上げされるが、江戸の船関所といわれ、船積荷（廻船改）・流人等の改めなどがなされる重要な海関で、流人取扱の要領は

流人江戸川江出船申来り候節

一、御船手何之誰様御承之流人何日江戸出船之義申来ル其節御船手被指出候御老中御証文之写并島割帳面壱冊来ル

一、月番与力同心小頭呼右御証文写島割帳相渡諸事前前格之通被相心得候様申渡候事著船之剋限申上是は警固同心と申合出船之剋限無日限事

一、早速東西名主年寄下田問屋年寄呼出何之誰様御承之流人船何艘何日江戸川口出船之旨申来り候間番船引船之義前格之通申付候様ニ申渡ス（浦賀真秘録）

とあるように、着船前に江戸表より流人送りの日程・人数など注進状が飛脚でもって届いており、番所では流人御用船の番船、入出港の引船を準備、三崎在番の与力にも連絡、厳重な警戒がなされている。こうして、いよいよ流

人御用船入津となると、つぎのような手順で流人改がなされている。

一、流人御用船湊口江只今相見候段御番所より同心使ニ而來候ハ、此方裏付上下着用供之もの相揃待居候

一、小頭一人平同心二人流人船着船ニ付見舞ニ罷越候段御届ニ來此節此方御番所江出ル当番与力流人着船之由被申聞流人警固同心二人御番所江參御老中御証文并御船手より之人別書付小頭江相渡請取与力江差出先達而此方より相渡置候写と読合濟此方江茂与力見せ候間一覽返ス〔浦賀真秘録〕、高橋恭一〔浦賀奉行史〕一六八頁〕

この流人御用船の浦賀停泊中は、流人の逃亡・奪回・連絡などのおそれから、「七十五尋触かがり」といって投錨海面より七十五尋以内に他船が入り混まぬよう投錨を禁止している。流人改が濟み順風を得れば船は一路三宅島へと向かうのである。この三宅島よりは御船手の手をはなれ、同島の島役人の責任で御藏島・八丈島へと送られる。その御用船は島に預けられている伊豆代官所専用船で、三宅島には二艘備えられていた。また小人数の流人や船便などの都合から、流人回船という御雇船で代用する場合もあり、船頭水主か上乗り、警固の島百姓菅人上乗りといった便法もみられた〔八丈実記〕〔伊豆国附嶋々様子大概書〕。なお島送り途中の海難・病死についての扱いは、

一、遠島者船中にて逢難風破船後助命候ハ、又流罪可申付若助命候て行衛不相知候ハ、人相書を以浦触申付身寄之者へも尋可申付事

但逢難風浦々へ吹流され候は其浦を警固之船為出順風次第可致出舟候若破船候ハ、流人を其嶋へ揚置所之者共に溜警固注進次第替り舟仕立可遺事

一、遠嶋者舟中にて致病死候時御関所前候ハ、死骸番人之為致見分其所之死骸片付可申候御関所越相果候ハ、其所之片付可申候名主寺院と證文取嶋守之可相渡嶋近所にて相果候ハ、嶋守之死骸可渡事〔御定書〕

となつてゐる。御関所とは浦賀番所を指すものである。この島送り中の病死も多く、三宅島での船待ち中の病死も散見される。

二 流人の現地管理監督体制とその手続

(一) 法定流刑地の支配体制とその組織

かつて幕府の法定流刑地伊豆諸島の支配は下田奉行・浦賀奉行のもとにあつたが、宝曆九年（二七五九）以降、伊豆斐山代官の支配下にあり、その代官所を御陣屋、代官所の手代が常駐して詰める島役所を御仮屋・出張陣屋（でばり）と島では呼び、その下に島役人・村役衆という、いわゆる地役人がいて自治的に組織を運用していた。なかでも神官と年寄と、のちに力をもつ御船預り役がその中心的な役割りを果たし、流人の村割り・監督・警備の仕置きまで掌理している。幕末の八丈島の自治組織を流人取締りを中心にして例示すれば次の図のごとくで、名主の制度も本土なみにようやく認められ整えられている。

流人御用船が沖に姿をみせると、たとえそれが沖合の通過であつても、役人百姓浜に罷出て目印の火を焚いたと記されており（『伊豆国附鳴々様子大概書』御藏島の条）、三宅島に着岸する場合には、潮の流れが早い所であることから、浦方人足総出で船で出迎え、御藏島などは船の着岸が不能で、波濤の中を解渡（はしげ）で流人・積荷を降ろすという難作業で、流人はこのようにして下船するのであるが、これらの一切の宰配は島役人がおこなうものである。

流人を請取る場合、流人証文と身柄をそろえ島役人に引渡される。その証文の様式は

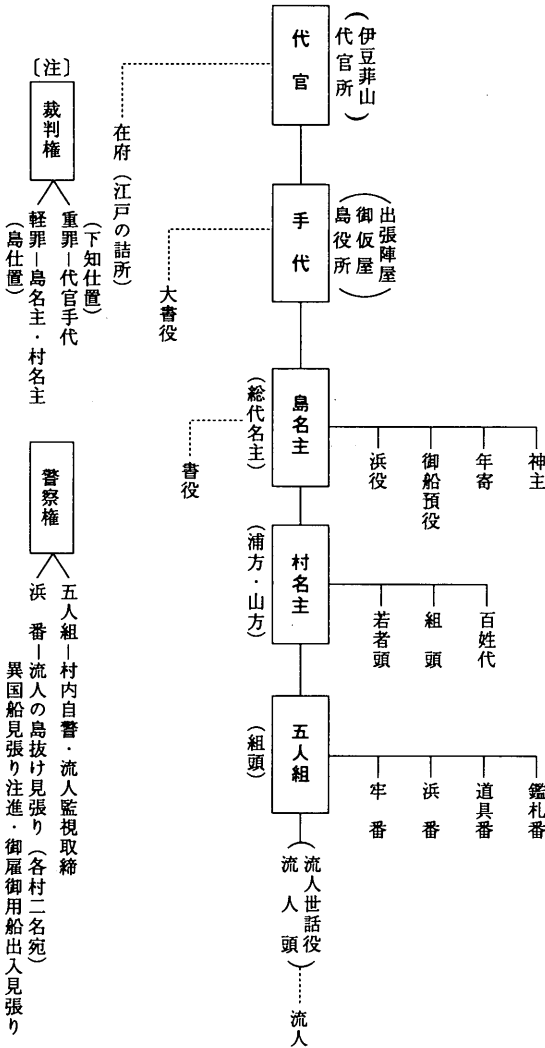
流人御請取之事

島内流人の管理組織図

—江戸時代中期以降の八丈島の体制—

〔陣屋役人〕

〔地役人・島役人・村役衆〕



右之者御藏島へ流罪被仰付、誰様よりの流人御証文一通、警固役山本惣右衛門様持参、謹而拝見候、右之証文に引合せ無相違請取之、当島江差置申候、右之為御請申上候

相模無宿 清藏 己三十四歳

文化七年四月十二日

御藏島

年寄 伝兵衛印

同 政治郎印

名主 市郎右衛門印

滝川小左衛門様

御役所

と例示されたもので、警固役はこの請取証文(引渡証文)を持参し帰任、流人の取扱いはこれより島役人のもとでなされることになる。そこでは島名主も村名主(浦方・山方)の制度もようやく整えられている。江戸中期から幕末に至る八丈島の自治組織を図示すれば、前頁図のように島名主制度になっている。

神官は世襲で事実上の島主・島役人を兼ねてきた家柄で、船預り役は年貢「黄八丈」の献納、送り届けや、寛政八年(一七九六)から江戸に設けられ島の産物会所(島会所)の連絡役・運用役として、島の経済的命題を司どる役目にあつた。浜役も若者頭を指揮する浦方の元締にあり、湊や浜の取締、流人の島抜防止策、鯨漂着時の宰配、幕

末、異国船出沒時の浜番割付と監督と重要性を増し、浜番は御雇御用船出入見張り、流人の島抜け見張り(各村二名宛当番)、異国船見張りと注進といった役目、五人組は流人世話役である場合もあるが、流人の世話と島抜け見張りなどの役目を受持つものであった。

(二) 各島別の管理体制と共通点

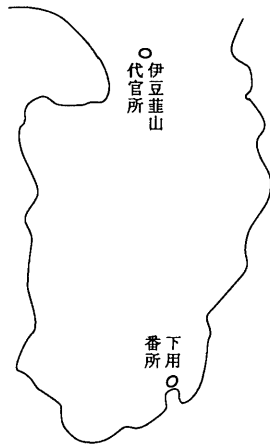
島に身柄を引取られた流人の生活は「村割り」からはじまるが、絶海の孤島に上陸、船内で縄を解かれ下船した流人は、長い在牢と慣れない船旅で大部分半病人の疲れ切った憔悴しょうすいの態にある。このため下船後、しばらく海岸の玉砂利上に坐らされたと伝えられるが、その通りであったろう。事実、三宅島では、島に来て間もなく落命した者は百名を超えている。

特にこの三宅島などは、これより着岸の浜から急坂を二キロも登った伊ヶ谷という崖上の部落にある島役所に連れてゆかれるのであって、その役所土間に正座して請取証文との照合を受けている。その請取状を書く書役も、

流人川西彦十郎、十八年間島役所勤務につき島民赦免歎願す。享保九年赦免となる(浅沼悦太郎『三宅島歴史年表』元禄一五年の項)

とあるように成績の良い文筆の立つ流人が勤めており、以後もその例はいくつか見られている。村割りという流人をどの村に割当てるかという方法については、

八丈島では地役人と五ヶ村名主小役人立会で浜辺で証文に引合せ流人を請取、鬮くじを引いて五ヶ村に流人を割当て村役人に渡す。後日陣屋(島役所)で科書とががきをつくり、法令を申渡す。流人達に鳴のおきてをよく読聞かせ、どんな仕事が出来るかを尋ね又島の様子などもよく話し吞み込ませる。(東京都総務局文書課編、川崎房五郎主筆上梓『江



〔距離〕

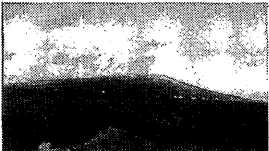
江戸（東京）から	
大島	119キロ
利島	144キロ
新島	157キロ
式根島	161キロ
神津島	180キロ
三宅島	180キロ
御蔵島	200キロ
八丈島	291キロ
青ヶ島	358キロ

流刑地伊豆七島見取図

便宜上、距離・位置を圧縮作成



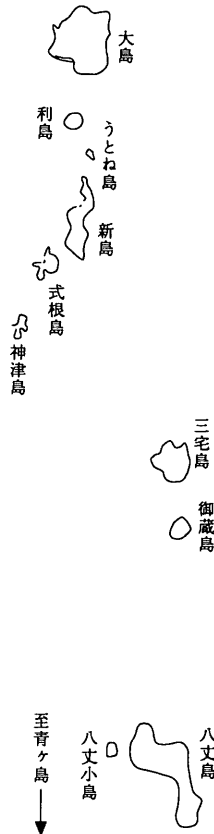
断崖絶壁に囲われた御蔵島（北側）の全景



台風之余波に浮かぶ三宅島



手前より利島・（うとね島と呼ぶ小島）新島（大きな島）・式根島・神津島。左上上方雲下に三宅島を望む。伊豆大島上空7000メートル日本航空機窓より平成5年8月25日撮影



戸時代の八丈島——孤島苦の究明——東京都史紀要、昭和二四年）

流人が島に到着すると、流配地の島役人は葦山代官から出された「流人証文」と照合して流人を受け取った。

その島内の住民は、各自の草履の表面に自分の名前を書入れ、波止場に持参した。流人は並べてある草履を履いて島役所たる庄屋宅に行き、草履の裏面に記入してある住民をその保護者として百姓家に預けられた（伊豆大島志考、藤井嘉雄著『御定書百箇条と刑罰手続』四〇八頁・高文堂・昭和六二年）

といった文献がみられる。ただこの草履クジの真偽は公儀流人の扱いとして疑わしく、後世の創作かと考えられる。また、伊豆を支配する代官側の行政指導の基本方針とその実施の概要を知る文献には、つぎのようなのがみられる。

伊豆七嶋流人取扱方

一、年々被差遣流人取扱之儀は地役人浜方へ罷出、島着早々陸上申候流人御證文に引合、上乘のものより取之、村割の儀は前々より鬮引仕、当り村役人へ引渡其村々へ召連れ、百姓家へ預け、夫食諸事無之流人は百姓組合にて養ひ申候云々

一、在島中見継等有之候流人は格別、職分無之流人は、百姓農業之手伝為仕、農業難出来流人共は村々百姓方にて順番に相養ひ申候云々、（三嶋大概録）

伊豆七嶋流人取締方申渡

一、流人へ対し百姓共一統いたはり可遣は人情之事に付心を付け非常の取扱は致間敷、流人共儀は国地を隔て、諸色共乏しき島人の世話を請け助命いたすことに候得共島方役人は不及申百姓へ対し礼を失ひ聊かもかさつけ

間敷儀無之様心掛申事に候、段々仕癖悪成行流人の身として水汲と唱へ妻同様の者差置或は見届物多く相当の暮も相成候者利欲に拘り交易いたす者も有之哉の趣相聞一旦厳き仕置を請候身分に有まじき事に候、之は過分の見届物は差留其の身の飢を凌ぎ候程ならでは積送り候儀不相成間特と弁へ慎み可申候、(『海鳴民俗誌』)

これで見届物ごとく基本的には身分をわきまさえせながら村々で世話をしよう申付けているもので、各島共通にいええることは、すでに国元で犯罪を犯し送られてきている服役者・受罰者であることから、これ以上に身柄を拘束し罰する牢屋の設備は不要で、島自体が牢屋であるとの認識にある。また鎖の付着といった刑具も不要であることは同じ理由であった。しかしながら「重ね犯」といわれる島内での流人の悪行・犯罪については、やがて三種類の島内仕置で対処せざるを得なくなるのである。

その一つは、島抜け・殺傷・騒動・反抗といった悪質・重大事犯については、代官・手代に伺を立て、その指図を待って処断される「下知仕置」(お下知ものと呼ぶ)で、死罪か島替えが通常である。また一つは軽罪に対し島名主・村名主が科す削眉・叱りといった「島仕置」である。また「御定書」によれば、もう一つの仕置、すなわち

従_三前々_一之例

一、遠島もの、島にて死罪以上之致_三悪事_一候においては、於_三其島_一死罪

但同類、亦是於_三其島_一ねだり事いたし、或ハあばれ候類は島替

と「島替」についての根拠を示している。島替とは事実上、より小さな属島、より不自由な属島へ移すことで、島の追放刑である。伊豆では原則として新島から神津島へ、三宅島から御藏島へ、八丈島から八丈小島・青ヶ島へ移すことを指す。なお名主・五人組などもこれらの事件についての責任を問われ、島抜けなどについては、例えば三

葦山代官「伊豆島々巡見記」所掲（現在東京都中央図書館所蔵）

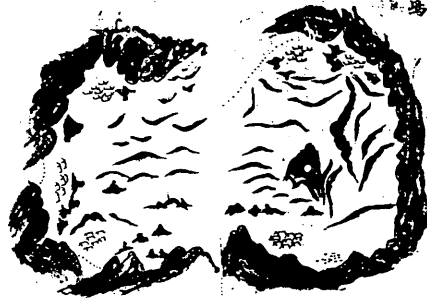
神津嶋



御蔵嶋



三七嶋

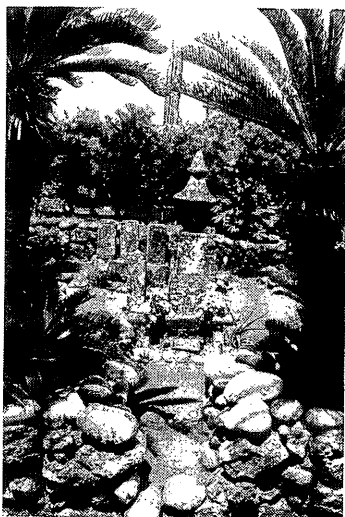


八丈嶋





八丈島の玄関底土港と東海汽船す
とれっち丸。右手の断崖は突落し
刑のあった宇右衛門ヶ嶽の東端



関ヶ原西軍の大将であった流人
宇喜多秀家の墓



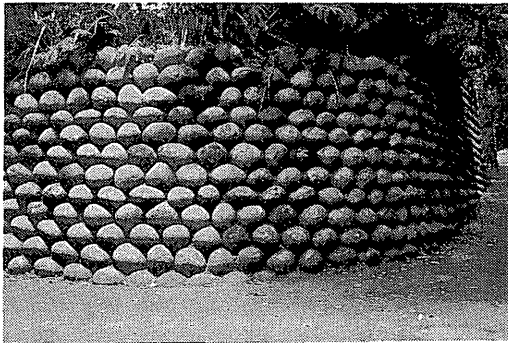
八丈島神着港寄りにある流人の
抜舟場。右端はその碑



『八丈実記』の大著を遺した流人近藤富藏の墓



三宅島伊ヶ谷にある歌舞伎役者生島新五郎
(絵島事件)の墓。看板右草むらの直下約3
メートル堀下げた辺りが、かつての刑場跡。



流人が一つ一つ玉石を海から拾いあげ築か
れた島役所跡の六方石積

宅島では島逃の咎（逃げられた責任）と呼び、名主など島役人は過料三〜五貫文、連坐ならびに軽い事件での五人組の責任は親類預け・宿預・遠慮・急度叱りなどを科されている。以下、島により若干取扱や呼称の相違もみられる流人への管理体制の実情を分析してみよう。

〔大島〕

(イ) 立地条件と流人数……………江戸から一一九キロ、楢田形をなす伊豆第一の大きな島。流刑地としては江戸に近すぎる、温暖で生活が容易である等から不適當との批判があった。古くは寛文一二年（一六七二）江戸淨瑠坂の仇討で知られる奥平源八郎、元禄一〇年（一六九七）には代官伊奈兵衛門、元禄一六年（一七〇三）には赤穂浪士の遺児四人が流されている。

元禄以降は武士より低級な無宿といった流人が多くなり、取締上、山方でなく浦方（元村・岡田村周辺）にのみ流人を置く方針を採っている（『伊豆大島志考』）。正徳（二七一）〜享保（一七四七）年間が流人送り込みの最多時期にあたり、元文（一七四〇）から急減し、わずか二名の送り込みとなっている。翌寛保元年（一七四一）九歳の男子幼年者が大島送りとなって以後配流は絶えている（『伊豆大島志考』、羽倉簡堂『南汎録』、『伊豆国附嶋々様子大概書』）

(ロ) 各種事犯の発生状況……………流人の悪質事犯として伝えられるものはない。飢餓により盗みをした流人山城無宿の久七を簾巻の刑に処し、島民は久七を海に突き落とし、一目散に逃げ帰った一件があるが、この久七には水汲女という妻と一人の娘があり、親は城州子は大島に さくら花かやちりちりと」という辞世を残している。

(ハ) 牢舎・戒具……………古くは神社の御堂を利用したと伝えられるが、牢舎の設備・戒具の使用・拷問といった伝えは遺らない。

(二) 刑場……古く大島には簾巻の刑(大島の赤禿の絶壁からの海中投棄刑)があった。

(ホ) 流人の遺構……慶長一七年(一六一二)文祿の役でキリスト教信者の朝鮮貴族オタ・ジュリアを禁教令に反する者としてこの島に流すが改宗せず、神津島に島替えとなつている。波浮の港の丘に小祠がある。武田信道および家臣供養塔と屋敷跡もあり。地元では七人様と称される。『武徳編年集成』『江城年録』によれば大久保長安の罪に連坐、甲斐武田信玄の孫信道夫妻とその子信正が、元和元年(一六一五)家臣八人を連れこの地野増のどに配流された。信道は寛永二〇年(一六四三)配所で没し、信正は寛永三年(一六六三)赦され本土に帰っている。供養塔は信道夫妻とこの地で没した家臣富士井丹波守・同木工頭・大島平馬・渡辺治郎・同友右衛門の墓である。また流人源為朝の屋敷跡や碑がみられ、金光寺には赤穂義士討入りの事件に連坐した間瀬久大夫の子定八の墓があり、海中寺には不受不施派流人僧の墓、潮音寺には横一列に整然と並ぶ立派な流人の墓がある。越後騒動の小栗兵庫・十藏の墓(元村共同墓地)もある。またこの島には大奥絵島事件に連坐の御書院番平田彦四郎や役者山村長太夫ほか三人も流されている(重松史蹟考)

〔新島〕

(イ) 立地条件と流人数……江戸から一五七キロ、石斧に似た二頭形台地状の火山島。寛文八年(一六六八)から享保八年(一七三三)の五五年間に一九四人流され、うち一割が餓死(流人存命帳)。寛政三年(一七九二)では流人数一〇九人在島(『南方海島志』)、延べ一、三三三人(赦免六〇五、島拔企図六二)の流刑をみる。

(ロ) 各種事犯の発生状況……八丈島と同様、幕末に向かうほど、特に文化・文政期新島流人の秩序は荒れており、無宿無頼の配流多く、死刑も多く、吃安こと武居の安五郎が島拔に成功、対岸の伊豆網代に上陸するなどの事

犯をみる。

(イ) 牢舎・戒具……………向畑刑場跡手前に流人牢跡（現在の^{もと}本村）がある。

(ニ) 刑場……………向畑^{むかいばた}刑場で執行。「金太廻し」という縛首刑（釣り上げず首に縄を巻いて絞め殺す絞首刑）が用いられている。これは穴を堀り、板を渡して真中に坐らせ、松の木から垂れ下げた縄を首にグルグル巻きにし、板を除すと宙づりとなり回転しながら絶命する。頃合いをみて縄を切り落し、穴に落ちた遺体に土をかけ墓とする。新島の流人の死刑は最期に団子も酒も与えたといわれ、金太廻しも苦しみが非常に少なく、仏心ある死刑と伝えられている。流人の金太という者が発明したといわれ、その名の由来でもあるが、流人であるか否かその素性は定かでない（重松史蹟考）

(ホ) 流人の遺構……………刑場の近くには二本の柳があり、向畑の刑場に引かれてゆく囚人はこれを何度も見返したという「見返柳」があり（武田幸有『新島ろばなし』）、無実を榎の木に訴え続けたなど様々なことが伝えられる。「謎の榎」と呼ばれるものもある。また近くの獄門塚は島抜けをはかり処刑された流人の墓地で、又という字のつく戒名が九つ刻まれている。これは斬罪であつたものであろう。向畑刑場跡には八三二の刑死者が埋められているといわれるが墓石は乏しい。長栄寺の裏山に流人墓地があり、江戸の石工丑松という流人が刻つたという酒樽や徳利・サイコロの型をした三基など、流人仲間の手になる懇ろな贈り物であると共に、生前の稼業・生きざま・好物を冥利として伝え、金釘流の文字で刻まれた墓石など、流人墓地として最も風流でユーモラスな墓群である。

島内には保元の乱の流人為朝の為朝神社、流人天有法印の墓、流人上木甚兵衛の墓（大原騒動のときの飛驒高山の名主）、その添^{そは}に三男である三島勘定左衛門の石碑（東京都史跡指定）がある。勘左衛門は父の流罪後、嘆願して渡島

父の看病をしながら『天明水滸伝』『伊豆七島風土細覽』を著わしている。この島には絵島事件の後藤縫殿助手代清助ほか七人も流されており、流人蝙蝠安こと山口滝藏の墓(歌舞伎『世話情浮名横櫛』で知られ渡島三年後に牢死)、流人吃安親分脱島之碑(黒根港前浜ぞいの砂丘上)、流人上平主税の歌碑がある。主税は横井小楠暗殺の一味とみなされ明治二年に流された人であるが、明治一二年島を去るにあたり、

大御代の恵みに洩れぬ民なれば

あしきをよきにかえせ罪人つみびと

との歌を長栄寺内流人供養塔の裏に遺している。流刑史を締めくくる感慨深い歌である。このほか貴重な文献として『流人在名帳』(新島島役所資料)が現存している。

〔式 根 島〕

(イ) 立地条件と流人数……………江戸から一六一キロ、新島の属島(昔は陸のつづき)で死火山の平坦な島。式根松島と呼ばれる美しい島で無人島であったため流人は送られず。

(ロ) 各種事犯の発生状況……………皆無

(ハ) 牢舎・戒具……………設備不存在

(ニ) 刑場……………存在しない。

(ホ) 流人の遺構……………流人船の風待ちとされたカンビキ湾の泊港がある。流人御用船の泊島といわれ、流人を温泉に入れ泊浦の「物見処」で一服させたといわれ、宇喜多秀家もこの島で休養し八丈島に向っている。出港は神引の日和山で達人の船頭が決めたという(式根島開島百年を記念する会『根式島開島百年史』昭和六二年)。

〔神津島〕

(イ) 立地条件と流人数……………江戸から一八〇キロ、瓢箪型をした同島の天上山からは北に式根島・新島・利島・大島が重なるように見え、南には三宅島・御藏島がみえ、晴天では八丈島もはるか望まれるという伊豆流刑島の監視台とも展望台ともいえる山頂となっている。錆崎には温泉もあり、五色の浜石がある、永浜の景観と云い、地形・方角が余りに明瞭であるため重罪流刑地としては不適當であつたと考えられ、家臣・代官・武士・僧侶・町人など全部で五七人の流人が送り込まれており、無宿など悪質流人は見当たらない。

(ロ) 各種事犯の発生状況……………伝聞なし。

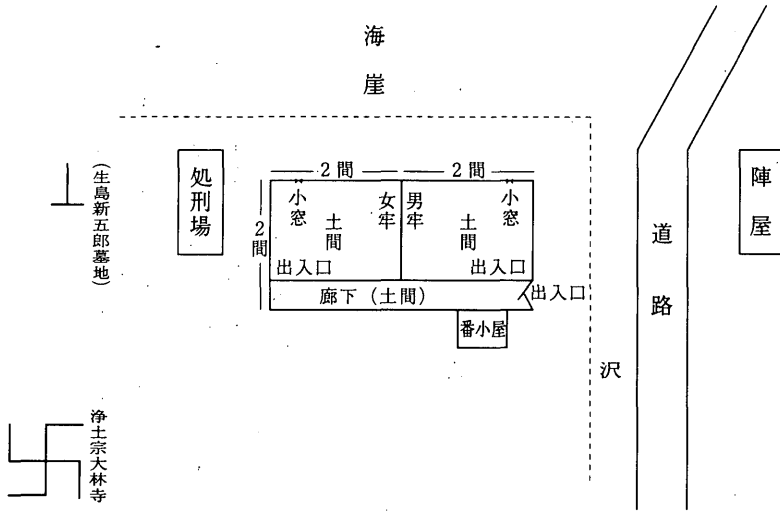
(ハ) 牢舎・戒具……………伝聞・文献見当らず。

(ニ) 刑場……………存在しない。

(ホ) 流人の遺構……………女流人オタ・ジュリアの朝鮮風の方塔である墓と元禄四年(二六九二)以降に配流された流人墓が十数基あり。大奥絵島事件で堺町狂言座清五郎ほか十二人も流されてきている。

〔利島〕

(イ) 立地条件と流人数……………江戸から一四四キロ、新島の属島で利島としまと呼ばれる全島椿の島。ピラミッド型の小島で「無井・戸々置墓」(南汎録)とあるように水乏しく居住地狭少。接岸が難しく「はしけ取り」がなされる孤島。予備的な流人島替地としてあつた。酒狂の三宅島流人僧了昌が明和三年(一七六六)この島に島替えとなつており、これが初見で寛政三年(一七九二)の秋山章(富南)『南方海島志』(伊豆志稿属編・「豆南海島志」の通俗略称)では流人四人が在島。その後、寛政六年(一七九四)三宅島伊ヶ谷の日蓮宗流人日好が内地と内通状を交わした件で、この



三宅島島牢見取図

(池田信道『三宅島流刑史』小金井新聞社・174頁所掲より)

利島に島替えとなっている。

- (イ) 各種事犯の発生状況………伝聞をみない。
- (ロ) 牢舎・戒具………存在しない。
- (ハ) 刑場………存在しない。
- (ニ) 流人の遺構……長久寺に流人塚あり、日蓮宗流人僧日深・日好の墓あり。
- (三) 三宅島
- (イ) 立地条件と流人数………江戸から一八〇キロ、全島一山の複式(三重)火山島。島の周囲は大部分が二〇〜三〇米の高さの溶岩崖で、神着^{かまづき}・坪田・阿古・伊ヶ谷・伊豆の五つの村は海岸に沿って在る。寛政三年(一七九二)の『南方海島志』では流人数一五〇人とあり、弘化三年(一八四六)には流人数二七五人で島の人口の二割を占めるに至っている。
- (ロ) 各種事犯の発生状況………化政期および天保年間には飢饉などの事情から治安は悪化、流人の仕置例は増え、幕末、万延元年(一八六〇)の伴作騒動では三四人の流人

が島抜けを企策、暴動寸前の状態を呈している。

(イ) 牢舎・戒具……島牢（伊ヶ谷の大舟戸湾に近い海岸崖ぶちの刑場に隣接した公儀の牢）と村牢（村費でまかなわれ「小屋」「小屋預け」といった被疑者用の未決牢といえるもの）の二種類があった。公儀の島牢は明和二年（一七八五）建てられており、間口二間・奥行二間・高さ六尺五寸という小さなものであるが、男牢と女牢に区割された堅固なものである。牢内は土間で片隅に掛布団代りの寝草が置かれ、牢中央に足枷用の丸太が取付けられていた。三方は壁、一方は海に面し明り取りの小窓があり、廊下側に男牢・女牢とも壁の半分の格子の出入口がある。番小屋は煮炊きのできる竈があり、在牢者がある場合のみ伊ヶ谷の百姓が日当手当付の当番で見張番を勤めている。

食事は一日に雑穀の握り飯一つと水だけ、ひもじさに堪え兼ね、喚くもの、泣くもの、ひいひいと悲鳴をたてるもの、さながらこの世の地獄で、これには番人も番小屋に居たたまれず、崖を登って崖の上から見張ったので、明治のころまでその崖を「見張崖」と呼んでいたそうである（大隈三好『伊豆七島流人史』一九二頁）

とその状況を伝えている。現在、断崖は高いコンクリートで固められ、牢屋のあった正確な位置は、元位置を知る近くの古老数人から聞くとくところでは、山の坂からみて、生島新五郎の墓の右手五〜六米辺り一帯（墓より三米下にさがつた部分）に該る。戒具は伴作騒動関係者に櫛かみ付けがなされており、門附流人の老人が空腹に堪えられず軒先の干蔓を盗んで食べたということで「眉削」という村仕置きがなされている。また女をからかった科で「頭削」もなされたという。削髪・削眉のうえ入牢という仕置きは三宅島以外には見当らぬものである。

(ニ) 刑場……伊ヶ谷刑場が正規のものである。しかし「天狗」「自滅」という私刑も公然と黙認されている。

「天狗」これは各地に行なわれた制裁であるが、流人中特に横暴なる者は、島民達が暗夜に乘じ不意に之を捉

へて海中に投じ或は又擲りつけ、殆んど半死の状態まで懲らしめ砂上に放置するのである。之は嚴秘の裡に最も敏速に行われ、流人の最も怖れた島民の武器であった（『近世日本行刑史稿』上・六三三頁）

「自滅」伊豆七島に於ては兇惡な流人に対してはホダを申付、尚改悛の情なき者に対しては「自滅申付」、自殺餓死のやむなきに至らしめた（本山桂川『海島民俗誌』）。

(ホ) 流人の遺構……………神着の島役所跡、英一蝶絵「二十四孝」の一部（伊豆・満願寺）、佛師・絵師法喬民部「薬師如来像」（伊豆・満願寺、東京都文化財）、大奥絵島事件の流人生島新五郎の墓、流人竹内式部の墓、流人井上正鉄の墓、不受不施僧の墓（伊ヶ谷・伊豆曾里川）、流人小金井小次郎の井戸、小金井小次郎の首斬り地藏（普門院）、三宅島流人帳控（三宅島民政資料、池田信道『三宅島流刑史』原文(録)収録）などがある。

〔御 藏 島〕

(イ) 立地条件と流人数……………江戸より二〇〇キロ、古くは美倉島といわれ円型の山岳小島。海蝕断崖で冬期などはハシケ取りが困難な島であった。三宅島から僅か一六キロしか離れていないが黒潮の流れが速く、偏西風強くこれを乗切れる日は月に三日といわれる。『南方海島誌』にも「三宅より又南にあり大洋に近き故潮汐甚迅疾浪高ふして舟の出入危し」と記されており、流人船は三宅島で船待ちし、あるいは流人を三宅島預けとし、御藏島・八丈島へと送るのが通常とされた。また同書には「流人は僅かに五名」とあり、明治維新時も流人小屋が五軒現存している。

- (ロ) 各種事犯の発生状況……………古入金七人という流人の島抜騒動が代表的事例
 (ハ) 牢舎・戒具……………七島中最も嚴重堅固な島牢が大正時代中頃まで存在した。

(二) 刑場……………七ツ塚がこれに相当。

(ホ) 流人の遺構……………御藏島を三宅島から独立させ島の経済に尽力した御藏の恩人といわれる流人奥山交竹院の墓(大奥絵島事件の連坐者で元奥医師)、流人僧日縁の墓、多賀朝湖(英一蝶)筆「板絵着色神馬凶額」(稻根神社藏東京都有形文化財)が知られるが、越後騒動の本多七左衛門・岡島耆岐も流されており、芝居「白木屋お駒と髪結新三」、大岡政談の「白木屋阿熊之記」にみる派手な極道母子の母のお常のソーメン流しと呼ばれる大判振舞いをした沢もある。流人ではないが利島の人も御藏の生れともいわれ、廻船の漕ぎ方、造船の方法を御藏の人に教え三宅島で殺された御藏の恩人といわれる彦四郎の墓もある。また八丈流人で文政四年(一八二二)御藏島に島替となった近藤啓次郎もこの島で名主を殺害、斬罪となっている。島破りの計画が露顕した七人の流人の流人の死刑墓「七ツ塚」(地元では古入金七人塚と呼ぶ)も数少ない御藏島流人の哀れな末路を伝えるものである。

(八 丈 島)

(イ) 立地条件と流人数……………江戸から二九一キロ、大島に次ぐ大きな繭状の島。属島として七・五キロ離れた八丈小島・八四キロ離れた青ヶ島がある。先に掲げた『南方海島志』によれば流人数一九〇人と記されているが、延べ一八一六人(赦免四〇七人)の流人を受入れている(『八丈実記』)。

(ロ) 各種事犯の発生状況……………幕末の治安は極めて悪く、博徒佐原喜三郎・女流人大坂屋花鳥らの島抜け成功、元吉原の遊女豊菊らの島抜け失敗と豊菊の銃殺刑(わが国女性の、また女流人最初の銃殺刑)、利右衛門騒動という伊豆流刑史空前、最大の集団島抜け未遂事件が起っている。

(ハ) 牢舎・戒具……………これについては寛延二年(一七四九)伊豆代官となった山本平八郎が「御尋書」を各島に示

し牢屋の有無に触れている。その八丈島の回答では

囚人入置候牢屋ハ無御座候ニ付左様の節ハ明き家等にも御座有バ俄ニ其内牢にしつらい入置申候、且亦相定り候御仕置場無御座候、先年流人死罪両度被仰付候得共、当島の儀ハ御織物ニ血穢を忌申候間其段御願申上、高山の腰より落し候而死罪ニいたし候、其節ハ地役人奉行仕名主共立合申候、手掛ケ候者之儀是亦外ニ相極り居候者無御座百姓共相掛り申候

とあるごとくこの年まで流人牢はなく、空屋(明き家)を適時利用したことが知られる。八丈島の流人牢はその後に大賀郷村に建てられたわけであるが、それは通常「桎」^{ほだ}「楯屋」^{ほだ}と呼んでいる。本来は足杵^{かき}のことであるが牢屋そのものを指す言葉として用いられている。ところで寛政十一年(一七九九)支配代官宛に島役人一同より提出された伺書は、これまでの牢屋管理、島内悪事ある場合の囚人取扱の実情をよく伝えているもので、つぎのごとく原文のまま掲げておきたい。

八丈嶋囚人取扱方之儀ニ付奉伺候

一前より島方之儀悪事いたし候ものハ鳴役人吟味之上罪之輕重ニ随ひ村替或は桎楯打或は小嶋差遣シ、一命ニも拘り候程之悪事いたし候ものならは伺ニ不相成其余は鳴切之仕置いたし候、然ル処去ル辰年三河口太忠様御廻鳴之砌御糺之上仕置筋之儀は至而重キ事ニ付以後は逸々伺之上取計候様被仰渡承知奉畏候、遠鳴仕来之事とハ申ながら御仕置筋鳴切之取計仕候段恐入候御儀ニ御座候、依之其後囚人之儀ハ遂吟味口書取之被仰渡候通伺之上御下知を以取計仕候右ニ付奉伺候は囚人吟味中其もの親類及同村縁者より七日之内為養次ニ同人組合七日之内養候上村内一統順番ニ養置候様仕度候尤是迄は囚人扶持之儀は百姓一統ニ而差出親類縁者別段ニ其もの

組合ニ掛り候事は無之候へ共右之通ニ相成候ハ、格別取締ニも相成可申哉ニ付前文之趣奉伺候且又囚人鳴方吟味中番之儀は唯今迄之通百姓之内代リ々付置可申候、右科人渡海相構伺中之事故日数も計かたく鳴方之儀牢獄とても無之右申上候通重キ科人之儀は桎梏打差置候得とも放火盜賊或は喧嘩鬭争等致候もの相手方又は訴人もの怨ニ存奸智を廻し桎梏をはつし其身はか様ニ御下知可有之哉も難計と存必死ニ相成弥増之浪藉可仕も難計既ニ先年大賀郷宗福寺ニ罷在候青ヶ嶋清巖寺倅寿庵弟子太郎同寺ニ附火仕候ニ付早速召捕鳴役人共吟味之上桎梏打敷數番を附差置候処いか様ニ仕候哉桎梏をはづし番之もの透間を見合捕え置候処逃出し又候同寺へ附火仕候間御伺中小嶋へ差遣置御下知之上彼嶋ニおみて死刑被仰付候、是等之儀も全く科人ニいたし差出候儀意恨ニ含再忘之附火仕候儀と奉存候。併余リニ巖敷桎梏打候時ハ其所より腐爛いたし惣身腫病之一命ニ及候儀にも御座候ニ付大切之人命悪敷いたし候逆も深刻之取計も難仕番之ものとも別而心遣ひ仕□□ニ而は番為仕かたく百姓方一統難儀仕候、其上番之もの式三人附置候而も遠鳴愚味万端事馴不申もの之儀多くハ心配不行届がちニ御座候所流人は別而之儀土地之者とても右体大罪相犯し候程之ものは却而奸智多く巖重番人付置候而も一統安心不仕候儀ニ御座候、小嶋ニヶ村之儀は渡海之場所故都而夫役等も名のみニ而元嶋同様之儀ニは無御座候ニ付前々も右之訳ニ而科人差出置候儀と奉存候間科人調中右嶋へ差遣し村預ケニ仕置候ハ、手放シニいたし置候而も海路相隔候間怨ニ存候ものへも手さし仕候儀不相成鳴方一統安心仕候儀ニ奉存候、尤右体之不届ものハ意恨有之候故計及狼藉候事ニモ有之間敷候得共、怨之有之ものニ万□候而は一命も不顧義御座候、而も命を惜候儀は人情之常ニ御座候間悪敷寄願困地御伺ニ相成上は少しも罪軽く相成様心掛、無趣意必死之狼藉仕間敷奉存候、此度別段奉伺候、櫻立村預り流人栄蔵儀も喧嘩相手之もの又ハ村方へ意恨之狼藉可仕哉も難計御下知御座

候迄小嶋二ヶ村へ預差遣置候御儀ニ御座候、此度は差掛り候儀ニ付御伺不申上候得共、先右之通り取計ひ置申候、前条之趣御聞濟之上は以後八丈嶋囚人之儀は吟味之筋ニ寄御伺申小嶋二ヶ村へ預置候様仕度此段奉伺候、以上

八丈嶋	神主地役兼帯	奥山左京
〃	地役人	菊池左平次
〃	〃	菊地左内
〃	取締役	高橋長左衛門
〃	〃	高橋政之助
〃	御用船頭	山下与惣兵衛

(「八丈実記」)

八丈島の牢番制は常詰ではなく島民が交替で見張る方式である。楢屋での拷問も伝えられ、丸太を並べその凹みに足を差入れさせるといふホダ(足枷)がそれである。また島民に乱暴をする流人、島民や流人仲間との折合いが悪い流人には島役人の手限りで村替(わらわらい)という慣例もあり、他村や八丈小島などへ移している。

(二) 刑場……稲葉刑場とされているが、「牢殺し」といって楢屋にほうり込んだままにしておく自体が事実上の死刑である自殺刑・餓死刑といえるものがあつた。これを「掛捨かひすて」とも「自滅じめつ」とも、「自滅申付」ともいわれ、こ

うした黙認ともいえる島仕置が三宅島と共に公然と存在した(『海嶋民俗誌』『日本近世行刑史稿』上・六三三頁)。
また惨酷な「突き落し」「縛り首しば」「断頭刑」「撲殺刑」「銃殺刑」といった仕置きも適宜なされている。「突き落し

の刑」については

高き岩石の上より海へ落す法あり、只一浪に沖の方へ流れて大魚の餌と成といふ。刃物にて人を殺ことハ昔よりなきことなりとぞ（『八丈島並伊豆七島之記』）

との一文をみるが、大島の簾巻きの刑と同類のものである。八丈島での突き落し場所は底土の港の近くの絶壁、すなわち三根村にある西山と東山が接しているところで、ここは上段から谷底まで二段三段と突き出た溶岩があり、最上段から投げ捨てれば、それぞれの岩角に当りながら大浪砕け散る谷底へと消えてゆく。その刑に処せられた最初は宇右衛門と呼ばれる流人であつて、享保一六年（一七三二）島の百姓左伝次の妻を刺し殺したことによる。以来、ここを宇右衛門ヶ嶽と呼ばれ、最も簡略で怖ろしい八丈島の刑場として用いられている。「底土にて死罪」と記されるものは、この宇右衛門ヶ嶽での突き落し刑である。「縛り首の刑」は強力りきの流人が十字型の木に縛りつけてある仕置の流人の首に縄をかけ絞め殺すという。張付けと絞首刑を併せた如き刑である。その場所は幕末鉄砲場と呼ぶ八丈牛の相撲場であつた。「断頭刑」とは逃亡する流人を取押える段階でその頭を木槌でメツタ打ちに撲殺することであつて、斬首ではない。「銃殺刑」は弘化二年（一八四五）六月、元吉原遊女の流人豊菊を主犯とする島抜け未遂事犯があり、豊菊を稲葉の刑場で銃殺に処している。これは伊豆流刑史でも初めてであり、女の銃殺としてもわが国最初のことである。

(ハ) 流人の遺構……流人宇喜多秀家の墓（外稲葉墓地・東京都史跡指定、元備前岡山城主、「明良洪範」『八丈実記』第四卷）、流人中将院の石室（榎立）、流人慈運法印の墓（宗福寺内・江戸平河町竜眼寺別当）、流人梅辻規清の墓（中之郷無番地・東京都史跡指定、京都上賀茂の杜人・従五位下飛彈守、著書百冊、流人中最高位の学者であつた）、流人不受不施

僧墓(檜立・台ヶ原)、流人石山留五郎の墓(外稲葉墓地、大工で人望あり流人中最大の立派な墓)、流人近藤富藏の墓(北方探検家近藤重藏の長男、『八丈実記』を著わす)、流人丹宗右衛門が伝えた島酒の碑(役場近く護神公園内)、流人が運んだ玉石垣の島役所跡(独特の六方積石垣)、流人近藤富藏が建築指導した服部屋敷(檜立地区)、流人無縁諸精霊の塔(内稲葉墓地)、抜舟の場(底土港に近い出廻小屋のあった黒松林の舟付場、二七〇年の八丈流刑史のうち抜舟事犯一五回、一回のみ成功、『朝日逆島記』)、赦免花(宗福寺内左手に二株の蘇鉄あり、偶然と思われるが、この蘇鉄に花が咲くと赦免状が江戸表から届いたという。よって赦免花と呼ばれ、流人達はこの花の咲くのを一日千秋の思いで待ちこがれたという。嬉しさを人にも告げんさすらしいの、御ゆるしありと赦免花咲くの歌をみるが、明治維新による流刑史のピリオドと赦免の喜びを伝えるものである)(重松史蹟考)

〔青ヶ島〕

(イ) 立地条件と流人数……江戸から三五八キロ、八丈島から八四キロも離れた八丈の小さな属島、むかし鬼ヶ島と呼ばれる。流人数は延五人を数える。その内捌けは元文二年(一七三七)八丈島の流人佐野新藏の一件(島抜け企図)による青ヶ島へ島替となっていた鈴木正三郎・東昌寺・彦八の三人のうち一人、下総国古河町の彦八は、宝暦七年(一七五六)島名主七太夫が勘当している乱心の倅浅之介に殺害されている。以後しばらく年月を経て、天保八年(一八三六)幕府大筒役佐々木卯之助・同人倅菊次郎が青ヶ島に流されており、これが青ヶ島流人の最後といわれている。

(ロ) 各種事犯の発生状況……天明五年(一七八五)の大噴火で唯一人生存(他の二人は病死)の島替流人鈴木正三郎(小普請組鈴木新三郎の長男)が八丈島に連れ戻された一件と、先述島名主の倅による流人彦八殺害事件がある。

- (イ) 牢舎・戒具……………存在せず。
 (ホ) 流人の遺構……………流人墓地存在。

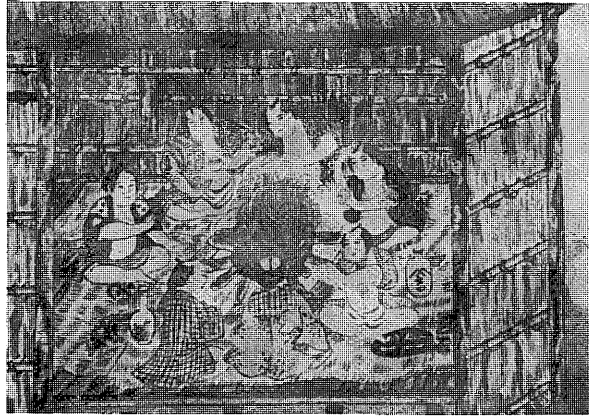
三 流人渡世といわれる自活の生活実態

(一) 家持・在家・小屋流人

さて、これら流人の生活の実態はどのようなものであろうか。それぞれの村に割当てられた流人は行政的に村割流人と呼ばれ、身分や財力によって家持流人と小屋流人との別がみられた。八丈島では流人の第一号で関ヶ原の敗将とはいえ元城主の宇喜多秀家など三七軒が家持流人としてあり、身分ある武士や公家などを自宅に同居させる在家流人と云われる類いもあり、裕福な親類縁者のある流人は国元からの届け物(差入れ)があり、島民の家を借家として、安樂気ままに生活できた家持流人もわずかながらあった。

これら家持・在家でないその他大勢の流人は小屋流人といわれるもので、普通三坪ないし四坪の堀立小屋、草葺き屋根で内部は木の皮付きの柱を突っ立て、窓は蕨戸、床は寝草敷きであり、隅には石で囲った竈がある。流人には喧嘩口論・博突・刃物の所持などが禁止され、流人が仲間三人以上と寄合って会合してはならぬとか、ただやむを得ぬ場合は組合(五人組)の許可を必要とするなどの掟がある。また島役人宅や組頭宅にみだりに立入ってはならぬとか、渡世上、他村に雇われてゆく場合、五日以上他村に逗留する場合には割村名主と預り組頭に届出、さらに逗留を必要とする場合には十日ごとに帰村し、名主・組頭に会って許しを受けねばならぬなどの制約があった。

(二) 水汲女の黙認と見届品・披文の取扱



新島流人寒中生活

(1) 水汲女……流人の生活はあくまで独身・自活であつて、かつての手職や経験を生かし、大工・左官・石工などの仕事もあるが、手職の無い者は多く島の漁労・農事に従事することがとりわけ多い実情にあつた。医師は医療、僧侶は佛事、学問ある者は島民の教化・指導にあたつて生きているが、それは僅かな例外、一握りの著名流人である。

流人は中古の時代のように妻子同伴は許されず、公儀の法では世帯持の流人ということは認められないものであつた。ただ、たてまへはそうであるが、水汲女(現地妻)の名目で認許されていたことも事実であつて、八丈島の地代官奥山縫殿之助忠久が慶長七年(一六〇二)娘を流人宇喜多家の水汲女としており、これは

明和五戊子年江川氏条々云八丈寓之儀田畑少ク夫食不足之所年々鳴百姓相増候上流人共水汲指置死亡又ハ御免等ニテモ子供鳴ニ相残り候左候得ハ愈夫食令不足候間流人共水汲女指置候儀堅ク停止ニ申付候間向後流人エ女為召仕申間敷候事但浮田一類八年久敷流人ニ候間此方ハ可為前々通候

慶長ノムカシ地代官奥山氏流人ニ水汲ト名ケテ婦女ヲ免セシニ依テ逆乱スクナシ科禁ニソムクヲ知ラヌフリテ罪人ニ妻子ヲ見許スノミナラズ赦免ノ已後ハ望ノ如本国エ妻子ヲ呼出ス事ヲ願ヘバ即チ聞届玉フ公ノ仁恵コソ難

有云々〔八丈実記〕配流ノ条

という文献で知ることができる。元城主宇喜多、西軍の敗将宇喜多への素朴な畏敬の念、同情の念がそうさせたものとも私は考えられるが、『八丈実記』の行間から、あるいは兎角伝えられる大物流人宇喜多への監視という政策的なものであったものであろうか。その後の現実として流人との野合もあり、妻・子供を島に残して帰る弊や、風俗・身分などからの批判も強く、元文三年（一七三八）三宅島でこれを禁じ、延享二年（一七四五）新島で「流人水汲女指置候儀近年堅停止被仰付候上者女召仕間敷事」と申渡している。これは島抜計画を水汲女が内証便で取次ぐことを防ごうとした目的にあったといわれ、安永三年（一七七四）には八丈島でもこれを禁じている。万延元年（一八六〇）八丈島の集団島抜け未遂事件（利右衛門騒動）には水汲女が八人加わっており、処刑されているが、夫の生れ故郷に共々にとの強い情愛が、哀れであるがそうさせたものであろう。

(ロ) 見届物……見継ぎと呼ばれ、流人への国元・親類からの仕送り、差入れ品のことである。御藏島流人日縁への見届物の送付目録に、

米四俵（但四斗入）、春麦二俵（但同入）、大豆二斗、小豆三升、胡摩二升、醤油一樽（但五貫目入）、味噌小樽二つ（但六貫目入）、灯油一樽（但三升入）、塩一俵（但一斗五升入）ノ九品（大隈三好『江戸時代流人の生活』九一頁）

とあり裕福な縁者ある流人は恵まれていた。

(ハ) 披文……流人宛への手紙を音信・書信と云うが、当時の公儀文面では披文ひらきぶみ（流人への検閲文書）と称されている。その手続は届物を願出ることと同様「支配代官役所へ願書を提出せしめ、其の都度勘定奉行の差図を受けしめた」（発信は島地に在る支配代官手代披見の上同様の手続を為すものとす）という手順である。したがって国元から島

に届いた手紙は島役人立合いで輪読して改め、差支えない限り必ず渡し請書便船に託し支配代官へ返送している。

このように流人の発受信は厳格な検閲手続のもとにあるが、三宅島流人の絵師多賀朝湖は新嶋の梅田藤右衛門宛に「紙本着色天神像」一幅（縦一メートル、横幅三六・四センチ）を贈り、この画料として食糧の送付を依頼する手紙が添えられているが（新島元村二番地梅田仁氏藏・都重宝指定、東京都教育委員会編『東京都の文化財』五四頁）、このような自由も認められる一面もあつたのである。

しかし、幕末、八丈島・三宅島・御藏島では、飢饉のない平素ですら「お返し申す」「白ころがし」という産児制限があるくらいであるゆえ、手職のない流人は、玉石垣一個を捜してくれば粥一碗を与えられるということで、嵐の日に身を賭してこれを拾いあげており、あるいは享保三年（一七一八）五月一三日絵島事件の金井六右衛門のごとく、流人小屋に一通の書置きを遺し行方不明となっているなどの事例も多い。おそらく自活し難く絶望、自殺し果てたのであろう。まして長びく飢饉や悪疫流行の時には、流人の生活は悲惨なもので、海草や山芋・あした草・羊歯やイグマの根まで喰い尽し生きのびようとしており、まさに地獄絵図さながらの世界となっている（『八丈実記』『武野燭談』）。流人近藤富藏の左の記述などは、まさにその実情をリアルに伝えるものである。

七月ニ至リテ牛ニ秣まぐらカフサツマ芋ノ葉ヲ一掬ひとつかみ盗ンテ珍肴トス、ホドナク甘藷一ツ二ツヲ貰テ食セシ時ハ天ノ甘露モカクヤトバカリヨロコビヌ、シカリト雖トモ凡情ノカナシサ喉モト過テ熱サハ忘レネド再ビ稗ノ細末一口モ喉エトヲラズ（中略）水汲女宇喜多氏、猶宅ニ五歳ノ女子ト二歳ノ男子已レトモ三人ノ露命ヲツナガントテ山ニ登リ野ニユキ浜ニハシリテ求レ食レトモ人モ食ヲ求レハ獲物ナシ、漸々二一里ハカリノ山奥ニヨジ登リテ日々山まだみ桂

テウ木ノ実ヲ拾フコト二三合コレヲ持帰りテ細末シ餅ニナシ我身モ食シ娘ニモ与エ殊ニ乳ニハ乳癰ちぢれものアリテ乳出ザレハ二歳ノ小兒ニモ此アシキニホヒアルエガラキ餅ヲ与フレトモ小兒ハ眼ニハ見レド涙ニムセンデ少頃ハ口中ニハ入レスサレトモ飢渴タエガタケレバ是非ナク後ニハコレヲ食ス、其苦シミヲスル小兒ヨリコレヲ側ニテ見ル母ノ心ノカナシサハナニ、カハタトフベキ猶此餅ヲ残シテ夫ノ帰リヲ待ツコ、ロボソサハイカナランスルコト日タナレバ尋ヌヘキ山モナク身ハ疲レテ終ニハ床ニウチ臥シヌレバ女子ハセンカタナク枕モトニ泣キ懐口ノ小兒ハ無心ニタゞ乳ノ出ザルヲナキサケブ母ノ心ハ活タル心地モナク頼ムヘキ人モナシ唯死ヲ待テ生ナガラ餓鬼道ノ苦患ヲ受ク〔八丈実記〕天保五年〜七年の飢饉の実録記述)

ごくその一部の抜粹にすぎないが、大名宇喜多秀家の末裔えい・一族にあたる子女がこのような生活苦のもと、なお孤島で生き抜こうとするのであり、飢饉で餓死してゆく流人の悲惨さは想像に余りあり、まさに流刑が末孫にまでもたらす理不尽な罪なき家族刑の実態を知るのである。

四 伊豆流人の総括的一所見

限られた紙数の都合から稿を閉じることになるが、とかくこれまで伊豆流刑史は作家・郷土史家の銘々伝といった人物史・エピソードを中心とした傾向にあり、興味をかき立てるものであるが、本稿は法制史という視点から、制度・手続を文献的に整理しながらその実態を指摘したい考えに立つ。大局的にみて伊豆流刑の発想は、政争による政治犯の流謫にはじまっているが、やがて江戸十里四方追放から舞戻り不能な遠島という、身分差のない無差別の隔離政策へとエスカレート、流刑が多用される傾向をみる。

しかしながら流刑地伊豆では、飢饉など食糧不足時には厄介者扱いという立場に置かれ、また一つには流刑の歴史が古くなればなるほど、自律的生活を強ければ強いるほど、そこにはインホームナルな制度が芽生え内在する。なかでも流人頭という法制外のものが新島に始まり、やがて三宅島・八丈島へと伝わって、非公式ながら公認組織のごとく可なりの期間存在したことは特に注目しなければならぬ事柄であると考ええる。すなわち三宅島については佐原喜三郎の著『朝日逆島記』から

伊ヶ谷村流人七十五人余 流人頭吉兵衛、カシキ二人

伊豆村流人六十人余 流人頭佐兵衛、カシキ二人

阿古村流人八十人余 流人頭熊治郎、カシキ二人

坪田村流人八十人余 流人頭、之介、政治郎、カシキ二人

て流人三百六十人余との記述を拾い出すことができ、名主・組頭・浜役などに続く流人頭という役に、その補佐役であるカシキという者が二人充てられていることがみられる。八丈島の権右衛門、新島の八百藏などは流人頭として悪名高い代表であるが、『朝日逆島記』によれば、流人が島に着くと、まず頭に「祝儀」（木水代という）として金三分、カシキという手下に金百疋づつ渡す慣例があるという。さらに『八丈実記』によれば

イツノ頃ニカ同罪人ニ流人頭ト云フ者出来タリ、茲ニ文化度ノ地役人正直ニシテ、勤務中農民流謫共ニ鼓腹シ、島中静ヒツニテ流人頭ヲ停止セリ。文政度ニハ企アリテ不果。シカルニ時ウツリ、人カワリテ、民ニ愁訴アリ、流ニ奸曲アリ、財ヲ捨テテ、天保度重役ヲ歎キ、村役ヲ誑シ、古法ヲ破リ新法ヲ建テ、新島三宅ノ振合ヲ以テ同罪人ノウチニ流人頭ト称へ、謫所（流人小屋）ヲ役所ト名付、手鎖捕縄ヲモウシウケ置テ、右来ヨリ着シ来タル流

人一同ノ羽織ヲ禁止シ流人頭バカリ嚴メシゲニ羽織ヲ着テ、下人ノ身トシテ上席ニ座シ、罪科ノ差別ニカ、ハラズ賞罰ヲ正ストテ、歴々ノ武士、尊貴ノ僧侶、高官ノ社人ヲ、泥土ニ引スエタリ。其繩トリハ預流人組合ノ八丈百姓也、斯流罪人ヲ貶メルハ心ヨゲニ見ユレドモ、実ハ品位ヲ不レ弁、上ヲ不敬スル至愚、笑フニ絶タリ。此島者ハ風俗ヨロシク、流罪人モ其レニ化セラレテ、人倫ニ基ツク者モアリシニ、流人頭始リテ已ニ詔フ惡輩ヲバ役人ニ賞譽シ、己ニ隨ハザル正直ニ活業ハ譏シ、又富メルニヘツライ、貧シキヲ賤シメ、又ヒソカニ党ヲ結バシメテ、表テムキハコレヲ糺明スト名ツケテ、賞罰ヲ私ニス、サレバ日夜争論絶ヘズ。時安政度明吏出デテコレヲ嚴禁シテ、五村二島（小島・青ヶ島の属島）オダヤカ也。将又大賀郷ハ流人頭令正シク法ニ邪ナシ。末吉村ハ古今トモニ新法ヲ用ヒズ、流人頭ナクテ流人ニ一切争論ノ患ナシ。中之郷ハ流人頭ヲ止ルニ似タレドモ余風アリ。檜立村ハ流人頭アリテ毎度動乱ニ依テ今ハナシ

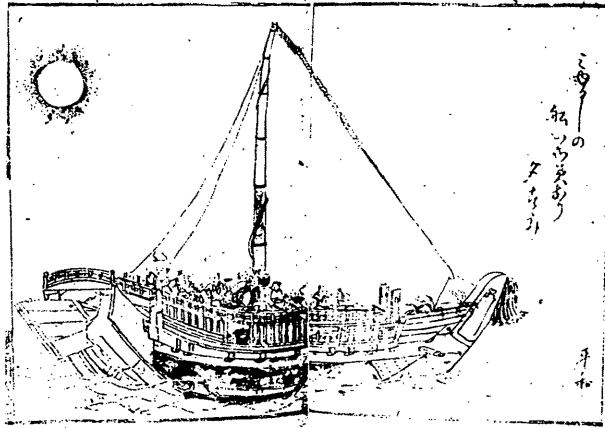
という記述を引用することができ、かつては五人組頭のもと、流人中に世話役を認めていたものが、安永から天明にかけ無宿無頼の流人が大量に増えたことから流人頭化し、文化年間弊害あるとして停止させているが、天保年間にまた復活、安政年間また禁止するという経過をたどっている。小伝馬町牢屋敷の牢名主に相当する流人頭なるものが、こうした流刑先においても存在したことを改めて知ることは、まことに遺憾といわざるを得ない。しかし救いというか、この点在する洋上の離島・流刑地にも有名無名の流人による『流人文化』の華も咲くのである。『朝日逆島記』三宅島名主並に言葉の異成を記すの項によれば、平素島人は

一、亭主の事を

アナイと言フ

一、女房の事を

アンマアと言フ



御赦免船・近藤富蔵『八丈実記』大赦書画帖所収
(現在東京都公文書館所蔵)

あまりが列をつくり「大山不動大明神、さんげさんげのどつこいしよう」と声をはりあげて叫びながら神社参りし、赦免のくる日を切ない気持で祈ったという(伊佐九三四郎『伊豆七島歴史散歩』—七島流人帳—一五六頁)といった、ほほえましくも流人の願いを、このときとばかり開放的に、天に届けと叫ばせているのである。そこに

一、男流人の事を オジイと言う

一、女流人の事を ウバフと言う

一、返事をする事を オ、と言う

と親しみ深く呼び合うのであり、八丈島も初期には流人を「クンヌ」(国人)と尊敬に近い親しみの言葉で呼び、内地の様々な話を息をのんで聞いたといわれ、大島でも流人の墓のみを特に「オンジッコ」と呼ぶのも、この男流人の言葉が訛る愛称であろうと考える。さらに三宅島では、

「施餓鬼」と称して年に幾度か季節の作物を収穫したあと、最後の一日を流人に開放し、落穂を拾わせたり、残り芋を掘らせたりしたものである。他島にもこれに類似した救済法が行われた(大隈三好『伊豆七島流人史』九七頁)という島人の優しい配慮も知られ、新島では

正月になると前浜で海水を浴び、流人頭を先頭にして百人

赤裸々な人間の姿、流人とはいえいじらしくも殊勝に神々を祈る生々しい姿を、また一つみるのである。

付録 近世伊豆流人関係年表

西曆	和曆	事項
六七五	天武四年	三位麻績王の子が伊豆大島に流される(記)
六七六	天武五年	勅により「死刑・没官・三流は、並に一等降せ、徒刑より以下は、已発覚、未発覚、悉に赦也。唯し既に配流されたるのみは、赦す例に在らず」と令せられる。三流は遠・中・近の流刑(記)
六七七	天武六年	杖田史名倉を伊豆大島に流す(記)
六九九	文武三年	大和国葛城の呪術師・山伏役小角、「役君小角流干伊豆島」と、妖言で衆を惑わす罪により伊豆大島に流される(統紀、大島志考)
七〇一	大宝元年	大宝律令制定、苔・杖・徒・流・死の五刑が法定刑として体系化し採られる
七〇二	大宝二年	役小角、赦免される(扶桑略記)
七一九	養老三年	多治比三宅磨呂、謀反の罪で三宅島に配流(統紀)。三宅島の島名の由来ともいわれる。
七二四	神龜元年	配流につき遠近の程を定め、伊豆国を遠流の国の一つに指定。
七三八	天平二年	や、大平つづき、伊豆を含む駿河の国の防人を大量帰郷させる。他の諸国も同じ(駿河国正税帳)
七四一	天平一三年	小野東人、伊豆大島に流される(統紀、大島志考)
七四二	天平一四年	新田部親王の子である塩焼王(永川塩焼)、女孀四人と共に平城の獄に下され、伊豆大島に流される。真相不明の政争による。三年後赦免となるが、のち惠美押勝の乱に係わり殺害される(統紀)
七五二	天平二年	京の巫覡一七人、伊豆・隠岐・土佐などに配流となる(統紀)

七五六	天勝平八年	僧專住、伊豆大島に流される（統紀、大島志考）
七六五	神護元年	和氣王、謀反の罪により伊豆配流護送の途で絞殺される（統紀）
七八二	延暦元年	塩焼王の子である氷上川継、天武系皇族の反感から謀反の罪で伊豆大島に流される。妻 <small>はうい</small> 法彦もこれに従い渡島（統紀、大島志考）
八六六	貞観八年	応天門の変により大納言伴善男、大逆罪に問われ伊豆大島に流される。（大島志考）
九三二	承平二年	この頃より、西国で海賊横行、藤原純友・平将門ら東西で国乱れる。
九六九	安和二年	連茂、安和の変により伊豆大島に流される。
一一五六	平治元年	源為朝、保元の乱に敗れ伊豆大島に流される。（大島志考）
一二二一	承久三年	承久の乱で天皇・上皇を隠岐・土佐に流す。この頃より鎌倉幕府は政治関連事件は佐渡・隠岐などに主として流し、多くは斬で臨み、伊豆諸島への流刑は陰をひそめる。
一三三六	延元元年	関東管領上杉氏、神奈川の奥山伊賀を代官として八丈島に在島させる（浅沼年表）
一三三八	延元三年	関東管領上杉憲顕、神奈川の奥山伊賀を代官として八丈島に在島させる。
一三五〇	正平五年	倭寇、この年より半世紀以上にわたり出没、高麗・明などの沿岸を荒らし漕船など奪う。
一三六六	貞治五年	九鬼水軍につき「九鬼以下方々乱妨狼藉」（内宮の庁宣）と、志摩浪切城（海城）に本拠をかまえその勢力の伸長をのぞかせる。いまに奥志摩浜島の残酷焼、鳥羽の海賊料理にそのなごり残す。
一三九二	明德三年	明人が八丈島に多数漂着。十一月四日明人宗閑他三百数十人八丈島漂着、四日夜三十一人為風浪即死、翌年四十六人餓死、三百八人在島」（全部土着せしや否や疑問なり）（浅沼年表）
一三九六	応永三年	室町幕府、関東管領上杉朝宗に伊豆諸島の支配を命じる。
一四〇三	応永一〇年	琉球船が武藏の六浦に漂着。船中に音楽を聞くという。試みに冠船芸能風の儀礼を示したのか。
一四三一	永享三年	八丈島の伊ヶ谷長根村百姓一同、塩運上の不正発覚により島外に逃亡、其村廃す。氏神長根八幡

一四六七	応仁元年	宮現存す(浅沼年表) 応仁の乱起こる。以後半世紀戦乱つづき、京は廃墟・群盗の巢と化す。釜煮・牛裂・串刺・逆磔などの惨刑(私刑)おこなわれてゆく(重松年表)
一四七一	文明三年	八丈島の廃村伊ヶ谷長根村の跡に伊ヶ谷村を創設(浅沼年表)
一四九八	明応七年	八丈島代官奥山氏(宗林・忠茂・新五郎)のあとに長戸路七郎左衛門が起用され、菊地武信を手代として八丈島・青ヶ島を支配。
一五一二	永正九年	小田原北條氏が伊豆諸島を支配
一五四三	天文二年	ポルトガル商船が種ヶ島に漂着、鉄砲を伝える。以後わが国の戦術・築城・犯罪に画期的な影響を与える(重松年表)
一五五〇	天文十九年	この頃から安易な日本人の人身売買に眼をつけた南蛮人(ポルトガル人)は、格好の奴隷市場として、マニラ、マカオ、ポルトガル本国、アルゼンチンにまで搬出し売り飛ばす(收英正『人身売買』岩波新書)
一五五七	弘治三年	紀州船が八丈島に漂着破損、養眞軒は修復して商船として利用したい旨申請し認められる(北條氏康印判状)
一五八二	天正一〇年	大阪築城につき、天守用塩運上仰付けられる。神着・伊ヶ谷両村は運送方、伊豆・阿古・坪田三ヶ村は焚立方(前二ヶ村海方村又は浦方村、後三ヶ村は山方村又は釜方村と云う。是時山方三ヶ村へ薪山として神着村より宇島下大房、下馬野尾、見取約八十町歩を貸与、後山方の所有並に飛地行政となるを以て紛議を醸し訴訟の元となる)(浅沼年表)
一五九〇	天正一八年	徳川家康が伊豆諸島を支配、幕府直轄地として韭山代官の支配下に置く。韭山代官所を陣屋、八丈島役所を出張陣屋と呼称

一五九四	文祿三年	大盗石川五右衛門、京の三條大橋の河原で釜煮とされ、同類一九人は磔とされる（山科言継卿日記）
一六〇〇	慶長五年	関ヶ原の戦、三宅島の神官で島方取締役の壬生秀次、島の百姓を率いて出陣、家康方に従う。
一六〇六	慶長二年	関ヶ原西軍の敗将宇喜多秀家（備前岡山城主・四七万石）、嫡男孫九郎ら従者一三人と共に八丈島に流罪となる
一六一二	慶長七年	文祿の役で日本へ連れてきた朝鮮貴族の女性（駿府城中藤）おたあジュリア（太田ジュリアのち島ではおたい様）、禁教の切支丹信仰を棄てず伊豆大島に流罪、一ヶ月のち神津島へと島替えとなる。他の女中は新島に流される。
一六一四	慶長九年	難波少将宗勝、禁裏の風儀を乱し（大島志考）、淫婦五人、下女二人、官女二人、奴婢数人と共に八丈島に流される。一部の子女を新島其他に流せるに非ずやと思われる。直ちに赦免、名を雅胤と改め復官、のち累進し従一位権大納言となる（浅沼年表）
一六一八	元和四年	幕臣芝山小兵衛、佐野平兵衛、今宮宇右衛門など渡海、御用船扱方、島方諸制度など定める、平兵衛息村松忠重、これより一八年間新島支配という。なお芝山など元和六年八丈再渡海、三年在島帰府、この間、八丈奉行在島並に渡海役御藏奉行を島役人と改める（浅沼年表）
一六三四	寛永二年	御茶坊主高木休庵父子三名、八丈島流罪、これ八丈流人帳記載の初筆なり。（八丈島流人総数一八八四、御家人三八一、無宿三二四、町人三二五、百姓二八一、僧九七、女七五、侍六二、小者六一、大名級四其他）（浅沼年表）
一六三五	寛永二年	鎖国令だされる。寛永一六年来航のポルトガル船に渡航禁止を厳告、帰帆させ鎖国体制成る（重松年表）
一六五五	明暦元年	在島五〇年の八丈島流人宇喜多秀家、八四歳の長寿で病死（大日本史料十二―四、吉備群書集成）

一六六八	寛文八年	出羽羽黒山五〇代別当天有法印、公事出入（藩主と寺領の争い）の罪で伊豆新島に流される。
一六七二	寛文十二年	江戸市ヶ谷浄瑠璃坂仇討討手の奥平源八など大島に流される（浅沼年表）
一六七八	貞享四年	江戸城台所頭天野正勝、台所の井戸に死猫があつたことを覚らず生類憐みの令により八丈島に流罪となる（重松年表）
一六八一	天和元年	越後騒動一件の岡島沓岐ほか二人（氷見大藏・荻田主馬）八丈島に流される。小栗兵庫・同十藏ならびに同騒動を演義せる僧一音は大島に流される（浅沼年表）。藩主松平光長は改易され伊豫松山へ流される（重松年表）
一六九一	元禄四年	大奥医師半井卜養、三宅島に流される
一六九五	元禄八年	松平大学の家臣の下女さつ、主人の娘（六歳）を子守り中に誤って江戸城へまぎれ込み、さつは入牢のうえ遊廓の抱女、家臣又左衛門は三宅島に遠島となる（重松年表）
一六九七	元禄一〇年	元伊豆七島代官伊奈兵右衛門・同じく代官天羽七右衛門、引責の罪により八丈島に流される
一六九八	元禄十一年	浮世絵師多賀朝湖（のちの英一蝶）、仏師民部、村田半兵衛ら八丈島に流される。風俗壤乱・幕閣誹謗の罪（浅沼年表）
一七〇一	元禄一四年	新島、大津波に襲われ式根島と分離。八丈島は二年前から不作で、この年餓死者多く、越後騒動の元家老氷見大藏・荻田主馬も餓死（八丈美記）
一七〇三	元禄一六年	赤穂浪士の遺児四人、縁坐して伊豆大島に流される。村松喜兵衛次男政右衛門（二三歳）、間瀬久大夫次男定八（二〇歳）、吉田忠左衛門次男伝内（二五歳）、中村勘助の子伝三郎（一五歳）（大島志考、重松年表、重松史蹟考）
一七一四	正徳四年	大奥の絵島疑獄事件に連坐、三宅島に生島新五郎・梅屋善六、御藏島に奥山交竹院が流される。

一七二六	享保元年	当の絵島は信州高遠の囲屋敷に幽囚（拙著『絵島高遠流罪始末』）。この年、三宅島流人は一〇六人を数える（三宅島差出帳）。幕府は八丈島の島役人に囚人の音信、病気の百姓の保護につき指示（史稿年表、大成令）
一七二一	享保六年	吉宗八代將軍となる。小伝馬町牢内法度「本牢当番所法度書」など定め、牢役人の流入取扱方法などを整備（史稿、南撰要集、重松年表）
一七三三	享保八年	伊豆大島の流入八人、島抜けに成功 放火幼年者の取扱基準を定め、「附け火いたし候もの、一五歳より内は遠島、一六歳以上は火刑たるべく候旨極め候間、向後其趣心得らるべく候」と達示（御用覚帳書抜、三宅島の地役人と手代下役、伊ヶ谷に会所（陣屋）をつくり島務を執る（浅沼年表）
一七二七	享保一二年	白子屋騒動の母親のつね（お常）、御藏島へ流される
一七三一	享保一六年	幕府、遠島者削減策として、死罪・遠島をなるべく重追放に替える方針を考慮
一七三二	享保一七年	八丈島三根村割流人宇衛門、殺人をなし突き落しの刑に処される。これより、この断崖処刑場を宇衛門ヶ獄と呼ばれる
一七三三	享保一八年	絵島事件の歌舞伎役者生島新五郎、三宅島の配所で没す（重松年表）
一七三五	享保二〇年	三宅島に甘藷が伝わる
一七三七	元文二年	飢饉の八丈島で流人佐野新藏ら島役所に放火、島抜騒動で三人死罪、他の十数名は島替となる（重松年表、浅沼年表）
一七三八	元文三年	三宅島に御仕置五人組帳が下付される（浅沼年表）
一七三九	元文四年	不受不施僧日進、三宅島に流される（浅沼年表）
一七四二	寛保二年	幕府、公事方御定書（御定書百箇条）を制定、伊豆七島への遠島は大島・新島・三宅島・八丈島

一七五二	宝暦二年	を法定流刑地とし、利島・御藏島は島替地とされる（重松史蹟考）
一七五三	宝暦三年	寛延一揆により佐渡稚泊村名主の義民本間七左衛門、伊豆新島に流刑（重松年表）
一七五五	宝暦五年	十二月南京船七十一人乗八丈島漂着、長楽寺に在り、翌年下田へ送付（浅沼年表）
一七五八	宝暦八年	大和の義人山口与十郎、新島へ流罪（浅沼年表）
一七五九	宝暦九年	宝暦事件起る。徳大寺公城の家臣で国学者の竹内式部捕えられ、正親町三条公積ら聴聞の公卿一七六四
一七六四	明和元年	八丈島はこの年から明和年間、飢饉著しく、特に中之郷で餓死者七三三人、生存者は約四〇〇人という。
一七六五	明和二年	三宅島伊ヶ谷村に流人牢（ <small>ほだや</small> ）が建てられる
一七六六	明和三年	三宅島流人了昌、酒狂のうえ、しばしば流人にたいし喧嘩恐喝をなすため利島に島替される（公案比事）
一七六七	明和四年	竹内式部、京都所司代管下としては異例の八丈島遠島となる。船中で発病し船待中の三宅島伊ヶ谷で没す。
一七六八	明和五年	伊豆代官江川太郎左衛門、申渡条目として、島民に流人と馴れ合い下役のごとく使うことを慎むよう下命
一七七二	安永元年	国地（茨城方面）へ出百姓渡世のため八丈島島民二七一人が出島を認められる
一七七四	安永三年	八丈島流人の水汲女雇入禁止をなすも行われず、他島も同じ
一七七五	安永四年	飛騨高山の町名主上木甚兵衛（六一歳）、一揆の責をとり新島に流される。次男勘左衛門は父の看病のため渡島し、八年間孝養を尽す

一七八一	天明元年	御普請役佐藤行信、伊豆諸島に再渡海、この年新島流人は一二〇人、利島三人（浅沼年表）
一七八二	天明二年	巡島視察中の御普請役佐藤氏の任務は各島の産業風俗人気の調査、懸案の解決等にあたるもの 如し、新田畑運上改、村境界争の裁き、無人島および小笠原調査、血忌の風習いわる他火・カ ド・よごら屋の廃止、畑作肥料人糞仕置等なり（浅沼年表） 八丈島流人下枝妥女遺恨放火、八丈 島小島宇津木村流人光学放火、共に三根村にて死罪、三根村宇衛門ヶ嶽より突落す（浅沼年表） 八丈島三根村神湊で攝州代官青木楠五郎の年貢米廻送船（米七一八石積載）が難破、幕府に注進 の結果、翌年、八丈島民に払下げられる（八丈実記）
一七八三	天明三年	伊豆代官江川太郎左衛門、申渡条目として、島民が流人と心安く出会うことは堅く無用と下命、 のち流人近藤富藏は、代官が下情に通じないか欺かれていたとその著で批判的に記す（八丈実記）
一七八四	天明四年	八丈島三根村に鯨一頭が迷い込み、総出で神湊の浜に引揚げて解体し村々に分配、前年の米と共に 天与の恵にあづかる
一七八五	天明五年	青ヶ島大噴火、住民二〇三人のこらざ八丈島へ避難（浅沼年表）
一七八七	天明七年	天明の大飢饉が続き、江戸町屋で打毀し起る。長谷川平藏が火附盗盜改方加役を命ぜられ、暴民 の処罰、窮民の救済にあたる（重松年表、拙稿「長谷川平藏の生涯と実像」『歴史読本』平成五年 八月号）
一七八八	天明八年	三宅島・八丈島で着島流人の取締掟・心得を申聞かせた念書として流人申渡請印帳を備える
一七八九	寛政元年	大坂の儒者中井竹山、『草茅危言』五冊を著して大坂巡視の松平定信に献じ、その巻之九「盜賊の 事」に、徒刑・永牢者が牢より出る日の事に及び、流刑を推めて人足寄場の発想を記す。弟の中 井履軒は『恤刑予議』を著わし永牢を主張、磔刑・焚刑・追放刑廃止を唱える（重松年表）
一七九〇	寛政二年	松平定信、長谷川平藏の建言もあり、無宿無頼の更生授産対策として石川島人足寄場を設置（重

一七九六	寛政八年
一八〇〇	寛政一二年
一八〇二	享和二年
一八〇三	享和三年
一八〇六	文化三年
一八〇八	文化五年
一八一	文化八年

松年表、人足寄場史、重松史蹟考)

同年、無宿無罪の者三宅島一人、八丈島一人、其他各島に配流(浅沼年表)

江戸鉄砲洲に伊豆国附島々産物会所(島会所)が設けられ、江戸向け生産商品を独占的に扱う

この年、島民の嘆願もあり、大島・利島・神津島・御藏島の四島を「御定書百箇条」による法定流刑地からはずし、流刑島は八丈島・三宅島・新島の三島のみとされる(重松年表)

大島は江戸に近すぎ暮し易く流刑地として不適を理由とし、御藏島・神津島・利島は島地狭隘・食糧乏しいことをその理由とする

大島波浮港の開鑿工事に着手、翌年完成

異国船の蝦夷地沿岸の侵犯・上陸事件つづき、幕府は箱館に蝦夷奉行を置く、同年箱館奉行と改称(拙著『北海道行刑史』)

松前地の御構場所を逆に伊豆三嶋と定める。実施の形跡なし(箱館御用留、重松年表)

三宅島で島拔事件多発

ロシアの海軍大尉ニコライ・アレクサンドロヴィッチ・フオオストフ Nikolaj Aleksandrovich Khvostov、サハリン(樺太)島南部のアニワ湾を襲い、日本人の聚落で掠奪をほしきままにするイギリス軍艦フェートン号、長崎港に強硬侵入、長崎奉行松平康英引責自刃

異国船注進のため浦賀番所鑑札を下す(浅沼年表)

幕府は黒船に対する沿岸警備のため、伊豆各島の島役人に鉄砲(八丈島四四丁、新島五四丁)を割当て給付、各島に撃方稽古のため鉄砲場を設ける

薩摩藩御手船が三宅島大久保浜に漂着(浅沼年表)

松前奉行、ロシア軍艦の艦長・海軍少佐ガロウニンら九人を国後島で捕え松前牢に幽囚(拙著「北

一八二二	文化九年	海道(行刑史) 三宅島神着沖合に異国船見ゆ(浅沼年表) 三宅島流人五〇人の大量赦免あり(浅沼年表) 三宅島に大坂日向町三田屋宇兵衛船漂着(浅沼年表)
一八二三	文化一〇年	伊豆新島の流人五人、島抜けを企り放火狼藉、四人成功 三宅島坪田に阿波国の船が漂着(浅沼年表)
一八二四	文化一一年	八丈島三根村の百姓元次郎、実父と口論し殴り殺し死罪、宇右衛門ヶ嶽、突き落し刑の最後で以後例をみない。
一八二五	文化一二年	幕府天文方高橋作左衛門の門人永井甚右衛門および伊能忠敬門人など三人が八丈・三宅島等に来島、伊豆七島および無人島の島囹成る(浅沼年表)
一八一六	文化一三年	芝増上寺瑞華院の住職で専修巖孤灯行者といわれる周練、破戒の罪で八丈島に流される。同島で捨身念仏の八丈白蓮会をつくり布教
一八一九	文政二年	この年十一月、松平豊後守御手船一六人乗三宅島大久保浜に漂着破船(浅沼年表)
一八二一	文政四年	三宅島神着村赤発暁に江戸亀島町三木屋不土松船一五人乗漂着、同坪田村阿古村錆ヶ浜にも無人船それぞれ漂着。江戸会所以外の物産販売を禁じる(抜売の禁)(浅沼年表)
一八二三	文政六年	松前藩独自の御仕置として奥尻島への遠島おこなわれる(拙著「北海道行刑史」) 幕臣土屋弥市、鉄砲指南のため伊豆に渡海、五月に至るまで島の若者連隔日稽古す(浅沼年表)
一八二五	文政八年	三宅島神着沖に唐船、同坪田沖に異国船をみる(浅沼年表) 新島流人源八ら五人島抜け 幕府、瀕発する異国船の出没・漂着に打払令を出す

一八二六	文政九年	蝦夷地探検で知られる近藤重藏の子富藏、隣家との地所争いで切捨狼藉事件をおこし八丈島遠島の言渡を受ける(重松年表)
一八二七	文政一〇年	この年四月、近藤富藏八丈島に配流される。翌年、大賀郷百姓浅沼栄右衛門(宇喜多秀家次男秀継の末裔、浮田一族)の長女逸を水汲女として娶り、やがて大著『八丈実記』を記してゆく
一八二八	文政一一年	この年から鯨の漂着あいつぐ。二月・六月に三宅島、翌年および四年後にも漂着、各村に分配
一八三〇	天保元年	伊豆各島村々に高札立てられる(浅沼年表)
		シーボルト事件で逮捕されている幕府天文方筆頭高橋作左衛門景保の死罪(すでに前年牢死)が三月に確定、子の小太郎は連坐し三宅島に遠島となる。小太郎は同年五月から流人ながら島役所書役をつとめる
一八三一	天保二年	八丈島に三五〇石積みの官船(御用船)朝日丸・夕日丸二隻を備える。従来は一隻のみ(宮本常一著作集・四卷八五頁)
		三宅島で三人島抜けあり、家主二人押込、名主年寄は急度叱の処分を受ける(類例秘録、重松年表)
一八三三	天保四年	能州喜兵衛船(八人乗)、三宅島阿古錆ヶ浜に漂着(浅沼年表)
一八三四	天保五年	八丈小島流入入墨無宿御薬金次郎、宇津木において人妻三人を殺害、民家二戸を焼き、火中にて首をくり自殺す
一八三五	天保六年	三宅島の壬生氏、地役人の笹本氏と確摯がみられ、また伊ヶ谷と神着の村民の対立あり、両氏が三宅島の地役人をつとめる
一八三六	天保七年	仙石騒動の左京の伴小太郎が三宅島に流され、同岩田虎太郎は八丈島へ流される
		佐原喜三郎、八丈島に流される

一八三七	天保八年	天保年間は八丈島・三宅島ともに大時化による不漁、不作による食糧難などで、流人の小盗・放火・殺傷・拔舟企図・縊死・入牢死・刑死など事件多発、物情騒然、幕府大筒役佐々木卯之助、同人伴菊次郎は青ヶ島へ流罪となる。以後青ヶ島への流罪をみず
一八三八	天保九年	大坂で大塩平八郎の乱、平八郎の人相書・御触書が伊豆各島に回付される 八丈島流人佐原喜三郎、女流人花鳥、流人茂八、久兵衛、万吉、常二郎、久兵衛の七人脱島、喜三郎・花鳥・久兵衛（二人同名のうちの一人）の三人は房州に漂着。のち喜三郎は『朝日逆島記』を著わす（葛西『八丈島流人銘々伝』拙著『江戸の犯罪白書』）
一八三九	天保一〇年	伊豆の百姓鳩窓掃山、毒殺された父の仇討を果たし、八丈島に流される。風俗史料「八丈島 <small>はたけの</small> 覚草」を著わす
一八四二	天保一三年	三宅島・御藏島に対して異国船渡来の儀に付御触書下る（浅沼年表）
一八四三	天保一四年	正月、三宅島伊ヶ谷村百姓伴某、火附盗賊をなす。翌年九月伊豆代官より死罪下知来る。記録に表れたる島民死刑例、今に至るまでこれ一人（浅沼年表）
一八四四	弘化元年	武藏国足立郡梅田村神明宮の神官・禊教祖井上正鉄（父安藤眞鉄は加茂眞淵に国学を学び医学を修めた上州館林藩士）、三宅島に流される（重松年表） 八丈・三宅島の流人が増加、島内治安不穏・島民渡世難儀を理由として、両島島役人は幕府に流人の引揚げを嘆願、認められず（流人御赦免願書）
一八四五	弘化二年	この年、三宅島の流人牢修理。処用大工手間百人分銀三百匁、鍛冶十二人銀三十六匁、右飯米一石一斗二升、鉄一菰以上公費、諸材木及運搬島方持（浅沼年表） この年、三宅島で痘瘡大流行、九八人の死者をみる 井上正鉄、三宅島伊ヶ谷泉津山で雨乞修法が効驗、悲願の雨が降ったといわれる。また貝殻を焼

一八四六	弘化三年	三宅島の島内五村(神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田)三一四戸の総人口は二、三三四人(うち流人が割の二七五人)、廻船一〇隻・漁船四四隻を保有(島明細帳)
一八四七	弘化四年	京都上賀茂の社人で天文学者でもある梅辻飛驒守規清、幕政を批判し八丈島に流される。船待中に三宅島で封鼠の法を島民に教え、八丈島では「鳥伝神道」など著書百数十冊を遺す(重松年表)
一八四八	嘉永元年	三宅島の女流人たね、教婦となって改良の養蚕繰糸取をはじめ(三宅島年代見聞記)
一八五三	嘉永六年	アメリカ東印度艦隊司令長官ペリー浦賀に来航、アメリカ大統領の国書をもたらす(重松年表)
一八五四	安政元年	大島より東へ怪船四隻見ゆ、支配所へ早船注進、ペリー提督の帰港なり(浅沼年表)
一八五五	安政二年	甲州の博徒・吃安こと武居の安五郎ほか六人、伊豆新島から島抜けに成功、伊豆網代に上陸、黒駒の勝藏などのところへ潜伏(重松年表、海鳴民俗誌)唐物一件の科で八丈島流刑となった薩摩の廻船問屋丹宗左衛門秀房、三宅島で船待ち中に甘藷焼酎製造法を伝え、八丈島にも伝え島酒の祖となる(八丈実記)
一八五六	安政三年	日米和親條約調印され下田奉行再び置かれる(重松年表)
		吉田寅次郎(松蔭)・金子重輔、伊豆下田で米艦密航を企て下田牢に入牢
		流人近藤富藏『八丈実記換』(資料集)三巻を上粹
		武州小金井の小次郎、三宅島伊豆村に流される

いた添喰で蓮池用水をつくる

この年六月、八丈島三根村神湊で流人の元新吉原京町遊女豊菊が主犯となって抜け舟、沖合で追手にかかり四人捕縛され牢死、三人は溺死、豊菊は稲葉の刑場で銃殺刑に処せられる。わが国で女性銃殺の初例。豊菊最後の言葉は「死んで虫になり作物を荒らしてやる」といったといわれ、はたして甘藷に虫がつき始め、お豊虫といわれる(重松年表、拙著『江戸の犯罪白書』)

三宅島の島内五村(神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田)三一四戸の総人口は二、三三四人(うち流人が割の二七五人)、廻船一〇隻・漁船四四隻を保有(島明細帳)

京都上賀茂の社人で天文学者でもある梅辻飛驒守規清、幕政を批判し八丈島に流される。船待中に三宅島で封鼠の法を島民に教え、八丈島では「鳥伝神道」など著書百数十冊を遺す(重松年表)

三宅島の女流人たね、教婦となって改良の養蚕繰糸取をはじめ(三宅島年代見聞記)

アメリカ東印度艦隊司令長官ペリー浦賀に来航、アメリカ大統領の国書をもたらす(重松年表)

大島より東へ怪船四隻見ゆ、支配所へ早船注進、ペリー提督の帰港なり(浅沼年表)

甲州の博徒・吃安こと武居の安五郎ほか六人、伊豆新島から島抜けに成功、伊豆網代に上陸、黒駒の勝藏などのところへ潜伏(重松年表、海鳴民俗誌)唐物一件の科で八丈島流刑となった薩摩の廻船問屋丹宗左衛門秀房、三宅島で船待ち中に甘藷焼酎製造法を伝え、八丈島にも伝え島酒の祖となる(八丈実記)

日米和親條約調印され下田奉行再び置かれる(重松年表)

吉田寅次郎(松蔭)・金子重輔、伊豆下田で米艦密航を企て下田牢に入牢

流人近藤富藏『八丈実記換』(資料集)三巻を上粹

武州小金井の小次郎、三宅島伊豆村に流される

一八五八	安政五年	大老井伊直弼、日米修好通商条約に調印、鎖国解かれる
一八六〇	万延元年	水戸浪士、大老井伊直弼を櫻田門外で殺害、これ以降「浦賀及房総沿岸に於て濫に漁船に人を便乗せしむることを禁ず」と、水戸浪士を中心対象とした船改めなされてゆく（維新史料綱要、高橋恭一『浦賀奉行史』九八四頁）
一八六二	文久二年	この年一〇月一日から半月にわたり八丈島において流人史上最大の集団島抜け未遂事件おこる（利右衛門騒動）。主謀者は中之郷無宿流人の利右衛門ほか一三人。鉄砲藏を襲い、鉄砲弾薬を奪つて山に籠る。榎立村名主一家は斬殺され、山狩りなど全島五ヶ村空前の大騒動。内通する者があり自殺・牢死のほか、中之郷上浦では木槌での叩き殺しや絞殺、榎立では突落しなどに処される。当時流人二五八人のうち平素素行不良の七五人が付和雷同したと伝えられ、鎮圧後も多くの流人が槽入りとなる（八丈実記）
一八六三	文久三年	この年、代官江川太郎左衛門英武、八丈島の農工男女三〇人を小笠原に移住させる 江戸新堀川口より蝦夷地箱館に向け小伝馬町牢屋敷の遠島者一八名を発遣させる（近世日本行刑史稿上六三〇頁）
一八六五	慶応元年	この年より、外国船の頻繁な渡来によりその交渉を恐れ、文筆の立つ流罪囚・僧侶は伊豆でなく蝦夷地に配流することと定める（布施弥平治『伝馬町牢屋敷』一一三頁）
一八六六	慶応二年	御藏島にアメリカ船が漂着。三宅島伊豆村流人清藏ほか三人、島抜けを企り海上で射殺される。 流人御雇船警固のため来島の軍艦奉行手下（元御船手同心）鴉田次郎大夫病没、伊豆村法華宗善陽寺に葬る（浅沼年表） 流人警固軍艦奉行手下の来島を止め島役人に替らしむ（浅沼年表） 常州鹿島明神大宮司塙大隅守の長子塙五位鹿島則文、父大隅守が水戸浪士筑波山峯兵に組し兵糧

一八六七	慶応三年	を送った疑いによる科を、老体の父の身替りとして受け八丈島に流される（重松年表）
一八六八	慶応四年 (明治元年)	イギリス船が三宅島阿古錆ヶ浜に漂着（浅沼年表） 四月、イギリス船が三宅島神着村大崎沖に来航、西洋人三人はじめてこの島にボートで上陸する（浅沼年表）明治維新となり相模府の所轄に移る。旧幕閣係流人ほとんど赦免となる（八丈実記）

〔注〕年表作成上の主要参考文献

- 近藤富藏著『八丈実記』文政一〇年〜明治
- 浅沼悦太郎編著『三宅島歴史年表』島の新聞社・昭和四九年改定版（略称・浅沼年表）
- 立木猛治『伊豆大島志考』大島町・昭和三二年刊（略称・大島志考）
- 重松一義著『日本刑罰史年表』雄山閣・昭和四七年刊（略称・重松年表）
- 刑務協会編『日本近世行刑史稿』（上）刑務協会・昭和一八年刊（略称・史稿）
- 川崎房五郎主筆『江戸時代の八丈島』—孤島の苦の究明—東京都総務局文書課「東京都史紀要」・昭和二四年刊
- 重松一義「伊豆小笠原行刑沿革誌」刑政八六卷二〜三号・昭和五〇年二月号・三月号
- 重松一義著『日本刑罰史蹟考』成文堂・昭和六〇年刊（略称・重松史蹟考）